
平成29年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成29年9月8日 (金曜日)

議事日程(2)

平成29年9月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 17名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、公明党、松岡泉です。皆さんおはようございます。

それではですね、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 件目は、水害の防災対策についてであります。皆さん御存知のとおり、また、行政報告の冒頭にあつてですね、町長のほうから今後の防災の取り組みについての意欲も示され、今後町としてもですね、しっかり取り組んでいこうじゃないかという御発言がありました。

今回ですね、7月の5日から九州北部では線状降水帯が居座つてですね、特に朝倉市、東峰村を中心に甚大な被害が発生しております。今やですね、豪雨災害ですけども、報道によりますと、50年に1度のという表現でですね、めったに起こらないんじゃないかというような報道を感じられますけども、今ではですね、全国どこでもこういった可能性が高まって、環境の状況によつてですね、そういったことが発生する可能性が高まっていることだと思ひます。そういう意味で各地方自治団体につきましてもですね、住民の皆さんの生命・財産を守るという観点から、防災・減災対策の取り組みが行われているところであります。我が町についてもですね、今回のこの豪雨災害、7月の5日から7日、8日近くまでですね、その3日から4日の間、雨が降つてですね、特に朝倉市と東峰村のほうが多かつたかと思うんですけども、芦屋町についても全く被害がなかつたわけではありません。被害が発生しております。そういうことで、今回、行政のほうもそれぞれ対応していただいているかと思うんですね。そういった中で反省点があつたのか、なかつたのか。そしてですね、今回のこの北部豪雨による状況を踏まえですね、芦屋町としては、どういふ施策を今後とつていくのかお伺ひしていきたいと思ひます。

それで1件目はですね、今回の九州北部豪雨の芦屋町の状況と対応はどうであつたかということなんですけども。つい最近の台風の豪雨ですかね、九州、若干、一番初め福岡にも来るんじゃないかということで、うろちょろしよつたやつが来るような状況でありました。そういった中

ですね、ちょうど奄美付近を通過するぐらいのときに、どのくらいの降雨量があったかという
とですね、120ミリの警報が、大雨情報が出されたわけですね。ということで現在ですね、線
状降水帯によって雨が降る場合ですね、どのくらいの雨が降るかという、私たちがもう考えら
れないような雨が降っているんですよ。今回、芦屋町では、どのくらい雨が降ったかという、
正確には測れないんですよ。芦屋町の雨量計がどこにあるかも私、知りませんが。芦屋町の自
衛隊の中にある気象隊が測っていると思うんですが。それでも八幡の観測所のデータを見ると、
60ミリを超えるような雨も降っておるということでですね、そういった状況にあります。

朝倉市はですね、7月3日の総雨量が516ミリですね。16時台、夕方の4時、106ミリ
なんです。1時間、一番降ったところの量を1時間のやつをみると、やはり129ミリの猛烈
な雨に見舞われております。そういうことで、芦屋町のそのときの降水量はどうであったか、ま
ずお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の降水量についてという形で、芦屋町自体でそういう降水量を測るところはございませ
んで、気象庁が出していますデータに基づいて御説明をいたします。

平成29年7月5日から7月7日の3日間で、観測地点としましては八幡で、比較として先ほ
ど松岡議員が言われておりました朝倉も観測地点がありますので、あわせてその比較をちょっと
御説明したいと思います。

まず朝倉地区の場合、24時間総雨量、先ほど言われました7月の5日は516ミリ、7月の
6日は70ミリ、7月の7日は、22.5ミリでした。7月の5日12時から21時の間で、5
07ミリの降水量を計測し、総雨量の98.2%で、この10時間に集中して、朝倉の場合は7
月の5日に降っているという状況になりました。

芦屋町の場合につきましては、八幡地区で説明をさせていただきますけれど、7月5日につ
きましては9ミリ、7月6日につきましては36ミリ、7月7日は、203.5ミリでした。7月
7日午前3時から7時の間で、166ミリの降水量を計測し、総雨量の82%で、この5時間で
集中して降ったという状況になっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の芦屋町の雨量についてはですね、御答弁があったとおりでありますけども、被害が芦屋町

でもあっておりまして、その中で朝倉市、東峰村というのは7月の5日ぐらいに線状降水帯が居座っている状況で、あのあたりで豪雨があったと。芦屋町については、7月の7日ですね。午前3時から7時の間で166ミリということで、そういう状況にあります。5時間で166ミリですね。まあ、時間と降雨量と時間継続ほどのくらいかということですね、被害の大きさなりが出てくるのではないのかなというふうに思われます。ただですね、芦屋町の洪水対策、どちらかという、今回、後からも御質問させていただきますけども、ハザードマップ等で見ますと、洪水対策、どちらかという、河川の氾濫。今回、朝倉市についても、河川の氾濫が当然あって、土砂崩れと。きょうの朝のニュースで言っていましたけど、土砂については東京ドームの8杯分とかいって、広島の大災害の時よりも数倍の量が出てきたというような状況でですね、あるんですけど。うちの場合はですね、どちらかという、河川のほうで河口に位置していますので、そういう意味からすると、河川の氾濫が上流からの関係で、河川の氾濫による水害が大きくあるんじゃないかと今まで捉われがちだったんじゃないかと思うんですね。今回はちょっと異質になっているんですよね。そういう面からしたら。河川が氾濫していないんですけども、こういった短い期間の雨量によって被害が出ているというような状況だと思います。うちのですね、水害対策、洪水対策、河川氾濫に関しては、私も過去の防災対策でお伺いして、質問させていただいておりますけれども、我が町では3地点の地点で、そういった河川の状況を判断して対応していくと。遠賀川事務所から、そういった情報をもらいつつ、対応していこうというふうになっているかと思うんですけど。今回、この少ない雨量なんですけども、その3地点についての状況について答弁をお願いいたします。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

遠賀川の推移につきましては、支流となっています1級河川の遠賀川と西川、この3カ所に観測地点がありますので、芦屋町の場合はそこを中心に、一応、降水量を観測をしております。7月7日の遠賀川水系の日の出橋観測所、中間観測所、木月、これ鞍手になります。鞍手の観測所の水位の状況を述べたいと思います。

日の出橋観測所は、芦屋町が3時から7時までの間で豪雨が降っておりますけど、この間の水位につきましては、2.7メートルから2.8メートルで推移しております。7月の7日の最高水位は、13時の3.48メートルで、日の出橋での氾濫注意水位の5.9メートルまでは上昇していないという状況になっております。

中間市の観測所は、3時から7時までの間は、1.06メートルから1.14で推移しております。7日の最高水位は、13時の1.3メートルで、氾濫注意水位の3.7メートルまで上昇

はしておりませんでした。

本月の観測所は、同じく3時から7時までの水位は、1.04メートルから1.6メートルで推移をしております。7日の最高水位は、7時の1.68メートルで、氾濫注意水位の2.3メートルまで上昇していませんでした。

遠賀川水系の添田、朝倉市一体で、7月5日に豪雨がありましたが、日の出橋、中間の観測所については、5日の日も氾濫注意水位まで上昇することはございませんでした。

遠賀川河口堰につきましても、7日の日の開門について、河口堰の開門について、全開するという連絡もございませんでした。以上のようなことで、氾濫注意水位までも水位が達していませんので、遠賀川河川事務所から注意喚起等による連絡は、7日の日はなかったという状況になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

河川の状況についてはですね、今、答弁があったように、かなりですね、氾濫危険水域まで行っていないというような状況で、そこで安心はできそうなんですけども、実態のほうはどうかと言いますと、先ほどから申しておりますように、少なからずの被害は出ているわけですね。そういう意味からしたら、ここで注意しなければならないのは、芦屋町の洪水対策、どちらかという河川に偏っていた趣もあるわけですね。今、状況は変化しつつあって、それ以外の状況によってですね、それ以外の要因によって、水害が発生する状況は否めない事実じゃないかなと思います。こういった状況でどちらかという、そういった河川氾濫の話なんですけど、今回ですね、ハザードマップを新しく冊子にさせていただいて、これも前回の定例会で質問させていただきましたけれども、ハザードマップの、適正なハザードマップになっているかということで、このハザードマップというのは、被害が発生する、想定する範囲を示されたもので、皆さんたち、住民の皆さんはこれをもとに、どこが危ないのか、避難所はどこなんだろうと、そういったものが防災の時に非常に役に立つハザードマップだというふうに考えますけども、この改訂についての趣旨、変更の趣旨についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

変更の趣旨につきましては、遠賀川水系の想定範囲、水防法第14条に基づき、現在の河川やダムの状況で、遠賀川に大雨が降った場合に、川が氾濫し、浸水が想定される区域とその浸水域

を示すという形の中で、平成22年の降水ハザードマップの浸水想定につきましては、日の出橋上流に2日間で約405ミリの大雨という形で、おおむね150年に1回の確率で起こる大雨が遠賀川流域に降って、遠賀川及び西川などの支流が氾濫した場合に想定される浸水区域とその浸水域の水深などを示したものでした。今回、平成27年5月に水防法が改正されまして、洪水時の円滑、迅速な避難を確保し、また浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定最大規模の降雨、日の出橋上流の12時間総雨量592ミリというところの想定の中で、河川が氾濫した場合の浸水域が想定されるというところの区域を示したものであるという形が変わっております。2日間というところが、12時間の総雨量592ミリという形で、短時間的などところで、遠賀川が氾濫した場合にどういうふうになるかというところの想定が変わっているという状況になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今回の改訂に当たってのこのハザードマップの意味合いからするとですね、150年に1回程度の雨を想定して592ミリですか、12時間でですね。そういった対応について、想定してですね、このハザードマップは、それに関してはどうですか、適正なマップの策定を水防法の改正に伴って行われたんじゃないかと考えるんですけど。それだけに先ほどから申し上げているとおりですね、この河川氾濫だけじゃなくて、そのほかの要因でですね、起こる状況にあるわけですね。そういうことで、住民の皆さんがこのハザードマップをもとにですね、行動されるわけですが、全てはこれでは網羅したものではないよということをやっぱりここでは認識してもらう必要があるしですね、行政としてもですね、しっかりとそのあたりは住民の皆さんに御説明する必要があるんじゃないかというふうに思います。

今回ですね、このハザードマップなんですが、危険区域は変更になったんですか。この点はいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

危険区域につきましては、変更はなっていないという形で、河川等の改修等も行っておりますので、現在の浸水域につきましては、若干狭くなっているというところが現状になってこようかというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

またこれについてお伺いしますけども、変更はないということで、住民の皆さんは今までと変わりなく、このハザードマップいただいたんですけど、変わっていないという認識をしていただいて。それとですね、この地域のですね、危険性について住民の皆さんの認識度というのはどの程度というふうに町のほうでは捉えておられますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

認識度につきましては、今回、ハザードマップにつきましては、5月の15日に広報と同時配布で全戸に配布を行っておりますし、区長会に説明や町のホームページにも掲載しております。ハザードマップは、多様な情報を掲載しておりますので、一読していただければおわかりいただけると考えております。また、各自治区、自主防災組織からの要請がありましたら、このハザードマップについての御説明には、まいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

住民の皆さんは、当然このハザードマップをよく御存知ということで、これに基づいて行動してもらえば大丈夫だと町のほうは自負されてますけども、いかがなものでしょうか。今回このハザードマップの危険区域に指定されている場所、それとですね、今回被害があったと聞いておりますけども、被害の状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ハザードマップで記載されております危険土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域では、今回のこの豪雨災害につきまして、1カ所の土砂の流出がっております。場所としましては、山鹿の大君グラウンドで土砂が少し流出していると。グラウンドのほうに流出しているというところで、グラウンドが使用できないという状況までは被害は起こっていません。それ以外の指定警戒区域については、被害は遭っておりません。

この7日の芦屋町での被害状況について少し述べさせていただきます。状況として把握してい

るものにつきましては、床上浸水が2件、床下浸水2件、道路冠水による通行どめが12カ所、崖崩れという形で2カ所、土砂流出で1カ所、車両水損2カ所、あと大君の町営住宅付近の冠水というところがあります。人的被害については遭っておりません。

また、後日わかったんですが、魚見公園の一部、のり面が崩落し、民地の畑へ土砂が流入しているということが判明しましたので、これにつきましては、対応するような形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

被害状況の詳細を答弁していただきましたけど、166ミリの約5時間の雨量で芦屋町でも、その程度と言え失礼ですけど、こういった被害をお受けになった方々がおられるということですので。これもですね、5時間と言いながら、大体平均すると二、三十ミリですけど、一部1時間当たり60ミリを超えるような雨が降ったときに、被害が出るというようにやっぱり認識しなければならぬというふうに思います。それとですね、今回、町から出された情報ですけど、これについて、私も携帯電話で受けたんですが、この状況について説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町から情報発信したところにつきまして、御説明いたします。

7月7日、午前6時45分に避難準備、高齢者避難開始情報を発令しております。午前7時ごろにエリアメールで配信し、自主避難所3カ所、山鹿公民館、総合体育館、中央公民館の開設を配信しました。9時20分ごろに防災メールまもるくん、これにつきましては、県がやっておりますけど、配信情報につきまして、そこにデータを送り、自主避難所情報を配信しております。午前10時にエリアメールで自主避難所3カ所の配信をまた行っております。午後5時に自主避難所を総合体育館と中央公民館の2カ所にするという形の中でのエリアメールを配信しております。午後9時40分ごろに防災メールまもるくんより、同じような情報を配信しました。

明けて7月8日、大雨警報とも全て解除されましたので、午前6時30分に防災メールまもるくんより自主避難所の閉鎖を配信したというところの中で情報を配信しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町からですね、情報をいただいて住民の皆さんは、それぞれの受け取った情報に基づいて行動をされるわけですけれども、避難所開設に伴っての情報を出しましたよということなんですが、住民の皆さんは、この情報をもらったときに、どういう行動をとるべきだったのか、町のほう、いかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

こういう情報を町のほうから流した場合は、そういう対象になる方につきましては、状況を判断していただいて、自主避難をしていただきたいというふうに思いますし、町以外でもテレビやメディア等で情報を収集していただいて、地域の皆様、自主防災組織とかございますので、声をかけ合って、要配慮者等一緒に避難していただくというところがあればいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたようにですね、住民の皆さんはそれぞれ行政機関等からですね、そういった情報をいただいて、自分たちが今、何をするか、何をしなければならないかということをごどのように捉えておられるかが非常に重要なことだと思うんですね。町ではこういうふうに考えたんだけど、実際そういった情報を流したときに、住民の皆さんはどうしていいのかと。これをもらって自分で判断して、避難所に避難すべきなのか、しなくていいのか。そのあたりの基準が重要になってくると思うんですね。特に基準としてですね、勧告、避難勧告、避難指示等があると思うんですが、現在ですね、こういった行政機関が流すそういった情報、指示に対して、住民の皆さんが行動すべき、このように行動しなければならないというのがどうなっているのか御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的にはその情報を出した中で避難していただくというところが一番ではないかというふうに思いますし、日ごろからそこら辺につきましては、地域でも皆さんと話をさせていただいて、どの段階で避難するかというところで、基本的には大雨警報となったときとかございますし、今、

短時間総雨量という形の中で、記録的短時間大雨警報とかいう形の中で、災害が起こり得るような情報も、メディアのほうで気象庁のほうから配信されておりますので、そこら辺を聞いたときには、速やかな避難を、行動をとるような形でとっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

基本的にはですね、私自身も町からの情報によってですね、自分たちのとるべき行動に関してはですね、地域も含めながら、判断はやはり住民がしていかなければならないような事態もですね、当然想定されるんじゃないかというふうに考えるわけですけど。今回ですね、開設の情報をいただいたんですけど、実際利用された方は何名おられましたでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

実際、総合体育館に1世帯1名、山鹿公民館に1世帯2名の方が避難されて来ました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今まで、るる当時の豪雨の際のですね、芦屋町の状況について、答弁していただきましたけども。実際、この被害が発生したということなので、そういったいろいろな行動をとられたと思うんですけども。対策本部、というよりは、指揮所を設けてもらってですね、対応していただいているかと思うんですが、その際ですね、今回の対応においてですね、反省すべき点についてちょっと伺っていきたいと思います。(2)ですかね。

浸水被害があって、冠水で山鹿とかですね。船頭町ですか、起こったのは。床上浸水と床下浸水2件と道路は通行どめで12カ所、崖崩れ等もあったということで、土砂の流出も2件ほど起こっておりますが。まずですね、この山鹿の大君のところですね、冠水したというお話を聞いております。そこで排水溝の構造や機能に問題はなかったのかをお伺いしたいんですけど。これは都市整備課ですかね。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。

現在、芦屋町の雨水計画は、全域1,160ヘクタールのうち、市街地526.6ヘクタールを面整備しています。雨水排水施設は時間当たり、雨量強度が49.5ミリで設計されています。

平成29年7月7日の豪雨災害は、計画時間当たりの雨量を超えており、一部の浸水被害が生じました。毎年、梅雨時期や台風による豪雨対策は、船頭町幹線など定期的な浚渫作業や臨時職員による道路側溝の清掃を実施し、施設の機能保全を行っているところでございます。

なお、本年度より、既設の雨水排水の現状を把握するため、町内全域について下水道ストックマネジメント計画による、データベース化に着手したところです。今後は、その基礎データを活用し、施設の能力の見直しや劣化調査状況により、費用対効果など検討を行った上で、施設改善、改築を実施します。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、今後ですね、やっぱり芦屋町がこういった水害に強い町のためにですね、いろいろな整備を図っていく必要があると思いますので、こういった排水溝の構造、機能とかですね、日ごろからの環境整備についてはですね、尽力すべきではないかと考えます。

今回、土砂災害が数件起こっていて、私も危惧したわけですけど。土砂災害のハザードマップも出ておりますが、この危険区域だったところの状況なんですけど、これは発生した箇所は危険区域であったのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

危険区域というか、警戒区域であったのは大君グラウンドというところになります。あとの2カ所の崖崩れ等につきましては、土砂災害警戒区域ではございませんで、民地の崖崩れが2カ所。1カ所につきましては、田屋地区で民地の擁壁が壊れたというところと、大城付近で、これも畑になりますけど、竹やぶの崩落が起こっておるという形で、現場の確認を行っているというところになります。それとあと先ほど、後日わかったというところで、山鹿地区の魚見公園のところ。これも警戒区域ではございませんけれど、土砂が畑に流れ込んでいるという状況になっているところでございます。26年2月より、県がこの土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定しておりますけれど、危険性については非常に認識しておりますが、整備につきましては、町有地でありましたら整備ができるんですが、民地等もございまして、そこら辺につきましては、

民民の対応になってくるのかなというふうに思っておりますので。今回につきましては、危険箇所のところについては、大君の1カ所だったということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

土砂災害も非常にですね、人命を奪う可能性が高いのですよね、芦屋町はそういった、特に朝倉市から比較すると、そういった箇所も少ないかと思うんですけども。起こるということを十分承知していただいてですね、民有地はなかなか調整しづらいというところがあるんですけども、周りの方にですね、そういった迷惑をかけ、それも結果としてですね、命を奪うようなことがあってはですね、ならないと思うので、町としてもですね、そういった対応を含めて整備して、土砂災害が起こらないような、これも取り組みが必要じゃないかと思っておりますので、このあたり配慮をしていただければと考えます。

それからですね、今回、指揮所開設なんですけども、情報流していただいたんですが、当初3カ所ですね。私は疑問に思うのは、山鹿は非常に汐入川関係も含めて、排水の状況をして、海の近くということですね、排水が困難になって、かなり冠水するような事態も起こるといことなんですけども、山鹿公民館の避難所の一時避難所として使うことについて、これはいかがなものですか。これについての見解をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

山鹿公民館につきましては、一時的な避難所として対応できるというところでは考えておりますけれど、降水の状況、浸水状況を考えれば、総合体育館が適切などころではあるというふうに考えております。どうしても山鹿小学校の裏手が最初に浸水することが多うございますので、そこから最初に一時的に避難するという所で、山鹿公民館のほうを例年、今回も3カ所という所の中で、山鹿公民館も開けさせていただいたという現状があります。降水量等が多いとか、洪水等を考えますと、やはり総合体育館、高台のところへ逃げていただくということが重要になってくるのではないかとこのように思っております。三軒屋地区につきましても、大規模な災害のときにつきましては、越水が予想されるため、総合体育館が指定避難所という形の中でしておりますので、芦屋地区につきましては、中央公民館、この2カ所を指定の避難所という形にしておりますので、そこを避難所として開設していくというところで、今後は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

これは非常に重要なことですね、住民の皆さんが災害が遭ったときに、情報を得て行動できればいいんですけども。みずから判断して行動するときですね、その情報はしっかりと取れていないときに、避難所があちこち変わるような状況であればですね、住民の皆さんは戸惑いでですね、行き先を間違ったがゆえに被害をこうむると。これは決してあってはならないと思うので、うちの対策関係は総務課にオープンするということで、あそこは被害を受けないということになっていますので、私は起こる可能性があるんじゃないかというふうに認識していますけれども。町長以下ですね、集まってやっていただいていますけど。やはり、避難所指定というのはしっかりとですね、皆さんたちに事前にですね、お伝えし、そこに早期に行動してもらうような着意を持ってですね、出していただければというふうに思います。

時間がないので、3番目はですね、(3)はそれでは今回のような事態、状況の中で我が町はどのような対策をとっていくべきかということをちょっとお伺いしていきたいと思うんですが。

初めにですね、この記録的な豪雨ですが、これはですね、芦屋町でも必ず私は起こると思うんですけども、町の見解をまずお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、この線状降水帯ですとか、記録的な短時間の豪雨等につきましては、松岡議員が言われましたとおり、今、全国どこでも起こっているという状況になっておりますので、芦屋町においても、いつ発生してもおかしくない状況であるというところは認識をしております。

現在、気象庁においても、数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合は、記録的短時間大雨情報を発表するようになっておりますし、もし芦屋町にこのような情報が発表された場合には、状況を把握して、早めの避難準備・高齢者避難開始の情報等を流し、順次、災害の状況によっては、避難勧告、避難指示等を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

つけ加えましてですね、今まで河川氾濫に重点を置いて我が町はですね、水害対策を講じてきたわけですけど、今回のことを勘案すればですね、内水被害をある程度、ちょっと見ていかなくちやいけないと思うんですが、この点についてもう一度見解をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

こういう線状降水帯やゲリラ豪雨、短時間に急に起こるといふところの気象現象につきましては、早急な体制を整えるといふところも必要になってきますし、早め早めに体制を整えて情報を住民に周知していくところが必要になってくるというふうに思っております。あと排水機能等もございますので、そこら辺につきましては、所管課と協議をしながら対応を進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、先ほどから申しておりますとおりですね、この内水被害なんですか、この特徴を踏まえてですね、内水被害に対する対応で最も重要なことは何かということなんですが、町としては内水被害についての一番のポイントは何かというふうにご検討されるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ポイント的なところ、住民の生命、財産を守るといふところでいきますと、やはり早めの避難が第一だといふふうにご検討しておりますし、あと町から出す情報や各マスメディアから出る情報をしっかり情報収集していただいて、危険という形の中で各自が判断をしていただいて、早めに避難をしていただくのがやはり一番。町としましては、早めのこの避難準備情報、高齢者避難開始といふところの情報を危険と感じれば出していくところを進めていかないといけないというふうにご検討しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

私はですね、この内水被害というか、水害で最も重要な事はですね、やはり住民の皆さんがみずから判断することは非常に多くあるんじゃないかと。そういう意味からすると、みずからがやっぱり判断して行動しなければならないんじゃないか。内水被害なんか特に町のほうでは掌握しきれないところがあるんじゃないかと思うんですね。

今回、真夜中、朝5時とかその程度のとき、暗いときにですね。今回、薄暗かったんですかね。そういう状況も踏まえて勘案すればですね、町から入ってこないから待ったとつたら、もういっぱいになってつかっちゃったよという話で、にっちもさっちもいなくて救助してもらわないけんとか、そういう状況に陥りがちだと思うんですね。そういうことからすると、住民みずからが判断して行動するような仕組みも当然考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。私はそういうことで、これが最も重要なことだと考えますけれども、町としても、そういう取り組みをやっていただければと考えます。

時間がないので、はしょっていきたいと思いますが。避難準備情報ですね、これ岩手県の岩泉の介護施設で住民と行政との意思疎通が十分図られていなかったということで、名称変更が行われております。これについて、そういうことで名称が変わってですね、こうしなければならぬということ明確になっていますので、それに基づいて今後行動しなければならないと思います。

それから、避難行動の時期についてもですね、当然、今、課長から答弁がありましたけれども、障害者の皆さんとか高齢者の方、そういった方は当然、要支援者の避難準備についての情報を得た時点で行動していただけるようにする。そういったことで、避難の行動開始についてはですね、明確なですね、認識を持って、基準を明確にしてですね、対応すべきだというふうに思います。

それではですね、この避難に当たってですね、特に考えなければならないのは、要支援者に対する取り組みなんですけど、これについては福祉課のほうで掌握されていると思うんですが、現在、要支援者の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町では、平成27年度から地域での見守りや災害時に避難支援を希望している方の名簿、避難行動要支援者名簿を自治区ごとに作成し、地域へお渡ししており、地域での安全対策の一つとして活用していただいております。

登録者は、29年8月末現在で862名でございます。登録者の推移でございますが、制度開始時の平成27年度は870名の方がおられました。28年度68名、29年度41名の新規登録者がございましたが、この間、お亡くなりになったり、施設への入所、転出などによって、平成

27年度の当初登録者数より8名減少しているというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

避難行動をする際にですね、先日、障害者福祉委員会がありました。私、出席しておりました。障害者のこの災害対策に対する認識というか、危惧されていまして、自分たちが避難するときにどうだろうかと心配されているということをお伺いしました。特に障害者の方とか、高齢者の方で、特に薬とかですね、それから避難するときの備品が、器具かいると。そのときに支援をしてもらうんですけど、支援者の方がそのあたり御存知なのかなと。そういうことで今後ですね、この避難行動というのは、やはり今後計画をいただいて、また訓練をやってですね、どうしなければならないかというのは、地域でしっかりと取り組んでいくようなことになるんじゃないかと思うんですが。本当に災害対策の対応についてはですね、まだまだ芦屋町は不十分じゃないかと思われるんですね、地域を含めながら、こういったことで進めていかなければならないと思います。

時間が足りなくなりましたので、はしよりますが。タイムラインについてはですね、何回も言っていますが、現在、自治区のタイムラインというのはどちらかというと行政、そういった管理する側ですね、皆さんのタイムラインで誰が何をするかということなんですが、この内水氾濫に関してはですね、今言われているのは、どういったタイムラインがあるかという、コミュニティ・タイムラインというのがあるそうです。これは地域の消防団とかですね、自治区で、誰が今言った障害者の方、高齢者の方、いつどこに避難を一緒に支援していくかと、そういったミリミリしたですね、タイムラインをつくっているそうです。これについてもですね、町としてもですね、今、台風対策のタイムラインはどうもありそうなんですが、今後はタイムラインの策定についてはですね、コミュニティ・タイムラインを目指して支援をしていただければというふうに思いますので。これは要望のような形なんですが、ちょっと聞きたかったんですけども、時間がありませんのでここではしよらせていただきます。

もう時間がないので、今回ですね、この豪雨災害に関してはですね、先ほど課長が言いましたように早めの指示と行動によることが、皆さんを、命を救うかどうかとの生死にかかわってくると思うので、今後の取り組みをしっかりとやっていきたいと私自身も考えております。

それでは、2件目に移りますけれども、今度はPCBですね。これは平成27年10月に芦屋小学校の体育館倉庫でPCB廃棄物が発見されたと聞いております。このPCBはカネミ油症関係の事件でよく知られておりますけど。脂質に溶けやすいやつで、後遺症に残ってですね。今で

も苦しんでおられる方がおられるということで、非常に毒物であります。これについてですね、状況をまず聞きますけれども、平成27年10月芦屋小学校の体育館倉庫で発見されたものなんです、これはドラム缶4本で安定器等が入っているじゃないかと思えますけれども、これは間違いありませんか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

発見の時期は、平成27年11月です。場所は芦屋小学校の屋外体育倉庫です。そして、PCB廃棄物ですが、ドラム缶4本、総重量は937キログラムで間違いございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

このPCB含有機器ですけども、種類はどういったものですか。それとPCBの含有量についてお伺いたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

PCB特別措置法の廃棄物種類は高圧コンデンサと蛍光灯安定器の2種類です。PCB含有量は5,000ミリグラムパーキログラム以上です。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今は、答弁がありましたようにPCBのですね、機器の種類は安定器とコンデンサ、コンデンサは1つじゃないかと思えますが。この含有量が重要だと思うんですが、これからすると、今、答弁があったように1キログラムあたりに含んでいるPCBの含有量は5,000ミリグラム以上、PPMですか、という形であると思うんですが。これはPCBの取り扱いからすると、高濃度になるというふうに思います。あと低濃度、量によって微量PCBということでもありますけれども、高濃度ということで、非常にですね、それが漏れると大変なことになるんじゃないかと思えます。

このPCBのですね、保管のやり方については、廃掃法で廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ですね。廃掃法に基づいて基準が設けられていると思うんですけども。12条の2第2項にですね、廃棄物の保管基準がありますが、これについてですね、現状ですね、この基準どおりに保管されているのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。まずですね、どのようになっているかと言いますと、周囲に囲いが設けられている。見やすい箇所に掲示板が設けられている。飛散し、流出し、及び地下に浸透しない並びに悪臭が発散しないような措置が必要です。他のものを混入しないように仕切りを設けることとこういった基準がございます。PCBは産業廃棄物の中でも、また異質に、特措法が設けられていますけど、容器に入れて密封しなければならないとか揮発性の防止のために必要な措置、高温にさらされないような措置、それから腐食防止のための措置をやらなくてはならないという追加でその基準があります。それではですね、これが今、どのように保管されているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員が御指摘されましたように、法律にのっとり、大きいところで言いますと、周囲に囲いが設けられていることに準じた形で、また管理者の氏名等しっかりと掲示し、また飛散、流出、地下浸透等しないように、しっかりと法に基づいた管理を行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

私自身はですね、このPCBが学校にあるということがものすごくまずいと考えているわけですけど。現在もこれはどこに保管されていますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど申し上げましたが、もう少し詳しく御説明いたします。

芦屋小学校の屋外運動場グラウンドの隅にある屋外体育倉庫の一部、別室のほうに保管しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

別室なんですけども、これについては立ち入り制限、当然なくてはならないと思うんですね。わからない方がそこに立ち入ってですね、それに接触するというようなことは非常にまずくて。ドラム缶に入っているやつを開けてですね、それを持って行こうという人はなかなかおられないと思うんですけども。万が一のことがありまして、子供たちもいるというような状況であればですね、さらに注意深くこれについての管理はですね、厳しくやっていかななくてはならないと思うんですけど。立ち入り制限については、いかがなものですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

掲示をした上でしっかりと施錠もしており、外部から侵入ができない状況にしておりますので、誤って児童たちが侵入することはないと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

できればですね、教育現場じゃなくして、それなりのところに保管していたほうが私はいいんじゃないかと考えるわけですけど。立ち入りもできないで鍵もしっかりされているというような状況ということでもありますので。この特管廃棄物についてはですね、責任者を決めてですね、管理をするように法では定められておりますけれども、現在ですね、特管産業廃棄物の管理責任者はどなたですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

責任者は環境住宅課の環境衛生係長です。現在、PCB廃棄物を保管している芦屋小学校屋外体育倉庫には、特別管理産業廃棄物責任者として環境衛生係長の氏名を掲示しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、特措法によりますと、年1回6月30日までにですね、処分状況、保管状況。処分状況について県のほうに報告する義務があるわけですけど、これは責任者のほうが、今、係長がやっておられるということなんで、やっておられると思うんですけども、このPCB特措法

第8条にかかわる届け出は遵守されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

届け出義務は遵守しております。PCB特別措置法第8条の規定に基づき、平成28年6月、平成29年6月に毎年度福岡県へ届け出をしております。加えて、平成27年11月にPCBが発見された際も、福岡県へ報告しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

私が議員になって初めて、そういった環境関係の出たときに、PCBの有無についてお伺いいたしました。その際はもう処置してですね、芦屋町にはPCBの機器等は存在しないというようにお話を聞いておりましたが、突然こういうことで、先ほど私10月と言いましたけど、平成27年の11月に発見されたということですけども。これと同じようなですね、事象があるんじゃないかと疑われるわけですね。やっぱりこれ、ないっていうのがあったということですね。そういった毒物、劇物、そういったものが、住民の皆さんの近くにあって、本来、法に基づいて管理しなければならないものが放置されていると。これは非常にまずいことなんですけど、これが発見されてですね、その後、同類事案がないのかどうかについての、防止についての取り組みはどのように行われたのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、御指摘のように、芦屋町は平成27年2月に、全てのPCB廃棄物の処理が完了していると認識しておりました。ところが、偶然、思いがけない場所でPCB廃棄物が発見されました。本来あってはならないミスであり、事の重大性は十分に認識し、もう受けとめております。そして再発防止策としては、その平成27年11月のPCB発見後、すぐに芦屋小学校だけでなく、町内小中学校、全ての学校教育施設において徹底的に再度を搜索しております。また、平成29年2月には環境住宅課において、町全体の再調査を実施しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

有害物質の再発防止からすると、今答弁があったようにですね、同じようなものがないかということで搜索はされるわけですけど。ちょっと一つ、管理、教育現場の管理のあり方でですね、備品関係を含めてですね、屋外倉庫となると非常に何が入っているかと非常にそこまで知らないよということもあり得るかもしれませんけれども。物の管理、備品管理とか、そういう面からするとですね、しっかりと備品管理、そういったものも含めてですね、やっておかなければいけないんじゃないかと思うんですね。倉庫に何があるか、いやわからんね、あれ何やろかねとかいう形でですね、運営するべきものではないんじゃないかと思うんですね。そういうことからすれば、再発防止策の一環として、備品管理とかそういったものはですね、しっかりと学校のほうでもですね、学校教育課のほうで指導してもらって、そういった危ないものがないかということも含めてですね、自分たちの管理というのはやっていただきたいと思います。

実際ですね、このPCBの廃棄物がないほうがいいんですが、非常にこれはお金がかかる、経費的にですね。私もそういった経験があるので。会社の方でですね。経験して、そういった処分にかかわってきましたので、よく知っているわけですけども。処分場の委託される業者もなかなかなくてですね。北九州市ではない。高濃度だったら、そういった日本で定められた機構でやらずにやらない。運搬費も非常にかかるというような状況であるわけですね。今回、当初予算か何かでは約2,500万円ぐらいだったと思うんですけど、これは定かではありませんが、計上されているんじゃないかと思います。そういうことですね、現在ですね、これについてもですね、いつまでに国としてはですね、何年度までに処分していただきたいという、そういった推進が図られている中でありますけれども、我が町のこの処分計画については、どうなっているのかまず伺いたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今回のPCB廃棄物につきましては、平成29年10月末までに運搬処理まで全て完了する予定となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

これには法に基づいて処理をしなければなりませんのでですね、今の答弁によりますと、29年の10月、今年ですね。10月で一応PCBのほうは全て処理が完了するということですので、

早期にですね、処分していただいて、学校の子供たちがですね、危険がないように、また教育現場でしっかりとですね、学んでいていただけるような環境づくりをやっていきたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

おはようございます。9番、日本共産党の川上でございます。発言通告に従って一般質問を行います。ちょっと風邪を引いていますので、聞き取りにくいところがあったらですね、再度確認をしてください。

日米両政府は8月17日、外交・軍事担当閣僚による安全保障会議、2プラス2を開き、共同発表文を出しました。これは北朝鮮や中国の動きを念頭に、同盟における日本の役割を拡大し、防衛機能を強化させると明記しています。2015年に決定した日米軍事協力の指針、新ガイドラインの実施の加速や昨年3月に施行された安保法制のもとでのさらなる形態を追求すると表明し、日本の軍事的役割を一層拡大する方向性を示しました。また、日本の南西諸島を含めた自衛隊の体制を強化するためとして、日米両政府が在日米軍基地の共同使用を促進することを再確認しています。東シナ海、南シナ海の状況に懸念を表明し、南西諸島での基地の共同使用やオスプレイなどの訓練移転の着実な実施を求めています。米軍と自衛隊の一体化を一段と強めることが合意され、自衛隊の役割は一層拡大されます。このような背景の中で芦屋基地の滑走路延長事業計画が進められていますが、次の点を伺います。

まず第1点目に、延長計画の説明は何回行われたのか。参加者はどのくらいであったのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局、航空自衛隊芦屋基地より説明をいただいた時系列でお答えをいたします。

平成28年11月5日、執行部3名と議長、副議長、総務財政常任委員長、民生文教常任委員長に説明をまずしていただきました。12月1日、議会全員協議会で説明を行っております。平成29年1月31日、芦屋町基地対策協議会で説明をしていただいております。次、2月5日、

区長会で説明。3月21日、粟屋農事組合で説明。3月23日、大城農事組合へ説明。4月4日、粟屋農事組合より、現地視察及び確認をしております。5月29日、町執行部へ説明。6月6日、粟屋農事組合へ説明。6月7日、議会全員協議会で説明。6月10日、住民対象とした説明会を実施。6月14日、大城農事組合で説明という形になっています。執行部、議会関係、農事組合、町民等に対しての説明を計12回、延べ参加人数としては、約161名でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

12回、161名ということで、粟屋地区とか大城地区とかの農事組合には一定の説明がされたが、全体としては161名ということで。特に町民についてはですね、最後の説明会の時も30名程度ということですね、そういった点ではですね、芦屋町の人口1万4,000人からみればですね、十分でもないし、住民に対してですね、十分な内容が理解されていないということが伺えると思います。

それでは、第2点目にですね、6,300本もの森林及び保安林が伐採され、塩害被害が想定されるが、保全措置として高さ8メートル、長さ400メートルの防潮柵が外柵沿いに設置されます。この防潮柵により、塩害被害は伐採前と同程度に軽減できるとありますが、農地の地主や農業者の理解は得られているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局・航空自衛隊芦屋基地より、粟屋地区につきましては、現地の確認も含めて3回、大城地区につきましては、2回の説明を行っております。九州防衛局の説明では、伐採後、防潮柵を設置しない場合は、粟屋・大城の一部で飛来塩分濃度が上昇することが、シミュレーションにより示されております。そのため、高さ8メートル、長さ400メートルの防潮柵を設置することにより、芦屋町、遠賀町、岡垣町において伐採前と同程度まで塩分量は低減されるということで説明されておりますので、それにつきましては、農業者の方については、理解をいただける、誠心誠意、九州防衛局等で説明されていたというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私たちもですね、施設局のほうから説明を受けたわけなんですけど。そのときにも申しましたけど、一定の気候の中ではですね、防潮柵も十分な機能を果たすかわからないけど、冬の北西の季節風が十七、八メートル吹くとか、また台風が来たときとか、そういったときにはですね、果たしてこの防潮柵で塩害被害が防げるのかといたら、それはやっぱり疑問な点も多いというふうに思います。お手元にですね、7月22日付のですね、朝日新聞の夕刊のコピーを配付していますけど。見出しとしてはですね、「松伐採『農地の被害心配』」、「農家『今でも被害出る』」という見出しで、この芦屋基地滑走路の延長計画についての記事が載っています。これの後段にですね、農業者の声が出ていますけど、下段から2段目ですね、「一方で、芦屋町で農業を営む男性は言う。『今でも台風が来ると、風向きによっては塩害で葉物野菜や稲が傷み、被害を受けている。柵が保安林の代わりになるとは思えない』松林は江戸時代から防風林として育成されてきた。」

「農業は減収となり、1950年代、地元の農民だが、政府と交渉を重ね、被害補償を勝ち取った経緯がある。地元では松林に強い思い入れがあり、今回の計画でも農家には、伐採で塩害が広がった場合の補償について明らかにしてほしい、との声がある。芦屋町に隣接する遠賀町でも不安は広がる。基地近くの住民団体は5月、町に対し、伐採反対と基地の機能強化による騒音の拡大を懸念する文書を提出した。」ということで、やはり、農業者やその周辺の方々には大きな不安がですね、あるということです。私はこの遠賀町のですね、被害者組合というのがあるんですけど、ここは遠賀町の若松区が中心になっています。この若松区ですね、総会資料というのを入手しましたが、これによりますと、住民がですね、やっぱり遠賀町のほうに文書を提出しています。この文書の内容としては、防風林としての松樹及び雑木の伐採には断固反対である。その1、風害、塩害が農作物の育成に大きく影響を及ぼすおそれがある。2、塩分濃度の高い風が強くなり、家屋の変色や腐食が加速される可能性がある。2点目として、滑走路延長には防風林の伐採に加え、基地の機能強化のおそれがあり、反対である。1、現状においても飛行騒音や空ぶかしの音には悩まされている。2、特に近年になって、ヘリコプターの飛行頻度が増加したようで、そのため、家の中でも人の話が聞こえないこともあるという、こういったことを正式にですね、住民の意見として、声として、町のほうに提出しているという、こういった状況があります。そういった点ではですね、地元のそういった農業者の方、地主の方、近隣の方、こういった方々ですね、同意といいますか、納得、これが到底受け入れられているとは思いません。

それではですね、第3点目にですね、芦屋町は延長計画の住民に対する説明責任は果たされていると考えているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

1月の31日に基地対策協議会で説明を行っておりますし、2月の5日に区長会で説明。あと6月に中央公民館で住民説明会を開催しております。住民に対する、先ほど言われました、人数が少ないのではないかとこのころはありましたけれど、住民に対して広報を出して説明をしておりますので、町としましては、説明できる範囲でやっておるというふうに思っておりますし、新たな説明内容等が発生した場合は、順次、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地に説明を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

課長がですね、答弁されたように、161名という方々への説明、これも行政関係者、議員を含めてですね。こういった状況ですね、当然ですね、説明責任は果たされているというふうには私は思いません。この問題についてそれほど住民が関心がないのか、だから集まってないのかという点で見れば、私はそれはちょっと違うと思います。この間ですね、8月19日に私たち日本共産党で、中央公民館でですね、滑走路延長問題の学習会を行いました。この学習会にはですね、約100人の方が参加して、芦屋町の町民も保守的な方とか、そういった方とかも含めて、私たちのそういった集いには初めて参加された方もおりますし、また農業関係者の地主の方、こういった方からも参加されました。この中でですね、やっぱり延長問題は、環境問題だけではなくてですね、住民の暮らしと安全にもかかわる問題であったということからですね、私は関心が高かったのではないかとこのように思います。そういった点ではですね、芦屋町としてもですね、さらなる住民説明会をして、この環境問題の内容、また後で触れますけど、基地の強化の問題、遠賀町ですね、町民の意見の中にも環境問題だけではなくて、基地の強化が図られてですね、住民生活には安全が及ぼされるのではないかとこのように思います。そういった意見もありますので、そういった問題を含めて、防衛省からの説明ではなくて、やはり客観的に見た住民からの立場に立った、そういった調査をするべきではないかなと思います。そういった点ではですね、ぜひやっていただきたいと思うんですけど。

平成23年のですね、4月の定例会でですね、私は滑走路延長問題について一般質問をしたんですけど、このときのですね、町長の答弁について伺います。この中でですね、平成23年の第4回定例会の時の答弁です。この時ですね、町長はですね、住民への説明というところで、答弁として「滑走路、この延長の問題に際しましても、具体的な計画案が提示された折には、計画案を皆さん方に御報告させていただきたいと思っています。」ということを行っています。この23年の当時はですね、まだ十分な調査ということではですね、調査結果ということから、自衛隊の

方針が出ておりませんでしたので、今することはできないと。ただ、これが確定した場合には、こういったふうに住民への説明を十分に行うという、こういったことを答弁されています。そういった点ではですね、私は町としてもですね、住民への、この問題の説明会を独自に開くべきだと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。答弁者の町長にお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

平成23年当時から、この滑走路延長、ちょっともう、資料がないのでですね、あれなんです。当然、結局、この防風林解除の件につきましては、住民説明会をしなくちゃいけないということは、芦屋町はまあ、例えば該当するのは、岡垣であり、遠賀町であり、芦屋町。遠賀郡4町になるわけですが。やはり基地所在地といたしまして、当然、結局、やらなくちゃならないことは、先ほど総務課長からも話がありましたように、手順を踏んでですね、やってきたと思っております。まずは12回やっておると。まずは、執行部と議長、議会。それから全協でも説明しておく。そして、芦屋町には基地対策協議会、この基地対策協議会にはですね、各団体、議会も行政も、各団体含めて20名の方、委員でこの滑走路延長についての協議をさせていただきました。その中で要望書、芦屋基地に対しまして、要望書を出したわけですが。まず1項目にですね、滑走路延長に関する住民への説明、今後、滑走路延長の効果や必要性など新たな方向性が定まった場合は速やかに説明をお願いしたいと。そしてまた幅広く公開できる場合は、住民説明会の検討をお願いしたいというふうに要望して、そして手順をいろいろ。まずは、暴風保安林ですので、農業従事者、塩害ですね。農作物のということで、栗屋、大城の農事組合に懇切丁寧に防衛省のほうからも何度も足を運んでみえて、説明があったというふうに思っております。そして、芦屋町では住民説明会を開かせていただいたということで、川上議員が言われる住民説明会を何度も開くということは、その意味がよく理解できないんですが。手順を踏んで、まずは議会、それから各団体の住民代表の方で組織する基地対策協議会。そしてその中でも住民説明会の開いてくださいということで開きました。結果的には30少し切るくらいの方だった。その中には町内者というよりも町外の方もかなりおられたということですね。十分説明をしたつもりでございます。後の判断は、やはり当事者でございます、今、議員も言われましたように、やはり農事組合の方がどうされるかということであろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

町長が今、答弁されたようにですね、一応、手順を踏んでこうやっています。でもやっぱり一番大事な、その芦屋町1万4,000人の町民に対して、どう説明するかというところ。町も努力してからね、開いたというのは、それはわかっています。でも、それに30名足らずの人しか参加していなかったと。そうしたら、これでいいんだと、説明責任は終わったんだというふうには、やっぱり私はならないと思います。この間もいろいろな芦屋町の事業を取り組むところには大きなものについては、町長は住民説明会とかやっておられて、何回もやっておったが、公民館ごとにやったりとか、こうしてきましたので、やっぱり、ちゃんとそういった、そのくらいの構成を持って、住民に対してこの内容を知らせていかないと、今後、後になってですね、あのおとき、自分たちが知らないでこんなものをつくったというふうにはならない、そんな声が出ないようにしなければいけないというふうに思っております。そういった点でですね、さらなる住民説明会を町として開いていただきたいというふうに思います。

それと、この23年第4回定例会の中で、やはり机上の論議をするだけではなくて、現場を見て、どういったふうになるのか、松がどのようなになるのか、騒音がどんなふうになるのか。そういったものを、やっぱり自分たちで、やっぱり確認しなければいけないということで、現地調査をすべきじゃないかということも提案しました。これについても、その当時では調査結果だけだからということでしたが。遠賀町ではですね、町議会としてもですね、基地内の調査を行っております。芦屋町は議会でも行ってないわけなんですけど。遠賀町としてはですね、そういったことを行っています。町長はですね、23年のときの答弁で、現地調査についても、こういったふうな答弁をされています。「先ほど現地調査のところでもちょっと申し上げたんですが、そのような書類が届けば、もちろん書類も議会に御提示させていただき、そして議会の皆さん、そしてそれから基地対策協議会の皆さんと現地を見に行くと、現地調査とそういった段階になろうかと思えます。」ということで、この時点でも、最低でも基地対策協議会、議会の人たちと一緒に、現地調査を行うということを言われていましたが、これは現在になっても行われていません。そういった点ではですね、この答弁を真摯に受けとめるのであれば、私は現地調査を行うべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員御指摘のように、現地調査は行っておりません。基地対策協議会としては行ってはおりません。しかしながら、もうシミュレーションというか、防衛施設局のほうでいろいろな機材とか使ってですね、説明があつておりますので、その辺は皆さん御理解をいただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私たちも独自に現地調査を行いました。ただ、自衛隊の中に入るというのは、やっぱりなかなか無理なんでね、サイクリングロード周辺からずっと現地調査を行うということでやったわけなんです。やはり、これだけの多くの松が切られててですね、滑走路は180メートル延長されるという、そういったことに対して、やっぱり松が切られたらどんなふうになるのか。そういったところは見なきゃいけないし、防潮柵をつくるのであれば、その防潮柵がどのような規模でから、どのようなところまでになるのかとか、そういったところをちゃんと現地で確認してそういった中で、仮にそれを認めるとしても、納得した中でやらないとですね、いけないと思います。せめてですね、やっぱり基地対策協議会とか議会とか町の執行部とか、そういったところがですね、現地調査をすべきと思いますが、その点はですね、ぜひですね、考えていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の言われることはごもっともだと思うんですが。防風林を伐採して、そして防潮柵を8メートルの防潮柵をつくるということですね、私はそれはそれとして、しかし一番大事なのはその後ではないかと思うわけですね。つくった後、塩分濃度は、どうであるか。そのことによって結局いろいろな問題が発生すれば、そのことは防衛省ときっちり約束事、覚書なり交わしてですね、処理をします。その前段の中で、ああたとかこうだとか、想定の中ですね、いろいろ、いろいろするのはいかがなものかなと私は思うわけでございます。きっちり自衛隊のほうも、もう数年前からいろいろな調査をやっておるわけでございます。それから塩分濃度も何回もやっております。その説明もあっておるわけでございます。一番大事なのは、以後、それをした後に、どうであったかということが肝要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

町長が言われましたようにですね、ああたこうだといろいろな推測とか、そういったのを言われる中で、というふうな論議するのはどうかというふうなことですが、だからこそ、ああたこう

だと想定することが本当に正しいのか、正しくないのか。それを現地に行って、現場で見て確認すれば、それで誤解も解けるということがあるんですから。私は最低限ですね、現地調査にそれほどのお金もかかるほどのものでもないし、いろいろな労力もですね、1カ月も2カ月もかかるものではない。行って1時間、2時間程度の現地調査をすれば済むことなんですね、それはやっぱり町がやろうと思えば、すぐにでもできることだと思いますので、ぜひですね、現地調査を行うことを要望しておきます。

続いて、第4点目のですね、滑走路を延長するためには、保安林の伐採を行うが、保安林解除を行う必要があるため、地元自治体の同意が必要となる。町は同意についてどう考えているかということ伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほどもお話ししましたが、栗屋農事組合、現場説明を含めて3回、大城区の農事組合には2回の説明を行っておりまして、その中で要望等がありましたら、町のほうに提出をしていただくようお願いをしております。まだ、各農事組合より要望事項等が提出されていませんので、現時点では、保安林解除についてどうだということのお答えはすることはできません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

現時点ではですね、保安林の解除についてどうだということは言えないという答弁でしたが、当然ですね、そういった住民への説明とか現地調査とかそういったことも最低限のこともしない中で回答を出すということは、私もやっぱりすべきではないというふうに思います。

それでですね、先ほど言いました遠賀町の若松区の総会の中の資料の中に、これは遠賀町の町長がですね、組合の方と交渉する中での発言が載っているわけですけど。これをですね、簡単に、芦屋町に関するところだけを見ますと、基本的には私は反対。平成12年の企画課長の時から反対をしていたと。松の伐採については。こういった発言されているので、町長の発言だというふうに思いますが。この中で、遠賀町の町長は芦屋、岡垣は賛成しているということをおっしゃるんですね。それで芦屋は基地対策協議会と、これは4月か5月のころのものですけど、芦屋は基地対策協議会と協議、近々説明会、議会の反対なし。まちづくりをする上で、芦屋は松を切ってまちづくりをしてきた町ということをおっしゃっています。あとそれからこれは遠賀町の議会の方針もあるので、議会との協議もしてないので、まだ結論は出せない、こういったことをおっしゃって

す。それとですね、遠賀町の町長としては、私としては被害者組合と話をさせてもらいたい。芦屋、岡垣より前に印は押さないとかこういった発言をこうされているわけです。私は、芦屋、岡垣が賛成しているということを明確に言われてますしね、遠賀町の方からも、芦屋は賛成しとるやないかと。いや、芦屋のそんなことないですよ。まだ検討していますよということ言ったんですけど。こういったふうな発言をされています。こういった発言をされるというのはですね、行政がやっぱりそういった芦屋基地の滑走路延長について、前のめりになっているのではないかと。いうふうに、ほかの町からは捉えられているんじゃないでしょうか。それとも、町長はそういったようなニュアンスの発言をされたことがあるのでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、非常におもしろい話を聞かせていただいたんですが。もしそれが事実であるとすれば、私はこれが済んで、すぐ遠賀町長に電話を入れてですね、嚴重な抗議を申し込みたいと思っております。これは議事録に残っておるのであればですね、ぜひコピーしていただきたいわけですが。

我々はやはり、首長としてそれぞれ町の立場があります。遠賀町は遠賀町の立場、芦屋は芦屋の立場、岡垣は岡垣の立場。そういう後に住民の声というのがありますので、そのことを真摯に受けとめて、それから基地のある町としてのあるべき姿、どうであるか。そういうことは、いろいろなことをまず第一にですね、先ほども申し上げましたように、やはり防風林解除をするということは、一般の住民の方もそうなんでしょうけど、一番問題がある、被害があるというか、農家の従事者の意見はどうであるかとかということであろうかと思えます。議員も御存じのように、もうこれは芦屋町の基地、ずっとその基地と共に歩んできた。そして、そういう形の中でそれをいわゆる芦屋第一の、あれだけの考えをですね、今後をやっていただいたとかですね。それからそういうこともいろいろなことも勘案してですね、芦屋町としては考えなければならないと思っております。軽々に私はそういうふうで芦屋は賛成しますよ。多分、岡垣の宮内町長もですね、そんな話はしないと思えますよ。何で、どういう意味合いで、その若松区でそういう発言をされたかということは、私も不思議でなりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私もこれは資料の中にね、こんなふう書いてあるので、直接聞いたんではありませんが。と

にかく、やっぱりこういったふうに捉えられるということは、芦屋町自体が基地に対しては、一定寛容であるのではないかと。この間も言ったんですけど。例えば、遠賀町とか水巻町とか岡垣町とかの住民とか、そういったところに対しては結構いろいろな説明とか、現地調査を基地自体もですね、区長会とか、そんなところもさせたりしていますけど、芦屋町に対しては、今回基地対策協議会が出て、一定の話ができるようになルートもできたんですけど。その前までは、ほとんどですね、何もないような状況があったということで。そういった点では、芦屋はもうどうせ賛成してくれるよという、そういった捉え方をね、されているんじゃないかという点があるので、その点はですね、ぜひ、やっぱり芦屋町としても筋を通していただきたいというふうに思います。

それと、この発言の中でですね、遠賀町の町長は議会の方針もあるので、議会との協議もしていないのにまだ結論は出せないというふうに言っています。私は町長からですね、議会の考え方はどうなのかとか、議会の考え方を聞いて判断するとか、そういった発言は聞いたことがないんですけども。そういった点ではですね、町長は議会の考え方というのをどのようにですね、取り扱うおつもりなのでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほども申しあげましたように、各町町でその基地に対する、何て言うんですかね、歴史も違うし、立ち位置もかなり違うのではないかと私は思っております。これは基地にだけに関するのではなく、芦屋の暴風保安林の松の歴史をですね、一度ぜひ議員も見て勉強していただきたいんですが。基地に関係なく、私が記憶しておるのは、芦屋東小学校ができたときの金市山が、あそこ暴風保安林でした。これを伐採することによって、遠賀町から相当な金額の賠償金を要求され、支払っております。金額、ちょっと資料ない。それから中央病院、芦屋の病院の道路拡幅のとき、あのときにも相当な金額を遠賀町から要求されておるわけでございます。だから基地とですね、その辺を松に対する暴風保安林に対する遠賀町の考え。それから我々は基地だから、基地の中の栗屋、大城の農事組合の人かどうかということ。この1点ですので、その辺の根本のですね、考え方が遠賀町と芦屋町は大いに違いますので、その辺はよくよく留意していただきたいと思います。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私が聞ききよるのは、議会の考え方を聞く考え方はあるのかと。遠賀町は議会の結論を見て判断しますと言っていますので、そこら近所です。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

そうですね、結論を言いませんでした。だから、そういう立ち位置が違う。だから遠賀町は常に被害者組合を、結局いつもその意識してやっているわけですね。被害者組合。あれでいつももめている。

それから話は変わりますが、この松の被害者組合と、芦屋のボートレース関係の騒音がどうかこうだと言った被害者組合は同じメンバーなんですね。そういうところも結局ありますので、芦屋の議員の皆様方は、その当然、私はいろいろな日々の芦屋町のいろいろな形の中でですね、御理解は賜っておると思っておりますので、微に入り細に入り、その御説明する、御意見を聞くというよりも、まずやはり言ったように、まず議長、副議長、常任委員長、それから全員協議会等々で説明をしておりますので、それ以上の意見を聞くというのは、どういう意味でそれを言われておるのか、その中身はちょっとわかりません。十分尽くしておると私は思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議会の中にもね、賛成や反対やいろいろな声があると思いますので、そういったことをじかに聞いた中で、判断をしていただきたいということを申し上げます。

それでは、時間がないので、最後に行きます。

今回の滑走路の延長事業の計画の本質は基地機能の強化であると考えているが、町の見解を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局からの説明では、航空自衛隊芦屋基地において、訓練パイロットが初めてジェット機に搭乗する教育中等機、T-4の訓練を行っている。その中で、訓練において、より安全に実施することを目的というところと、あと救難捜索隊、救難隊がございまして、これの最初に捜索するU-125Aという小型のジェットがあるんですけど、これの捜索の範囲を現在では燃料が満タンで飛び立てないという状況がございまして、捜索範囲を拡大できるような形で、この滑走路延長を行うという形で説明を受けております。議員が言われますような形で、機能強化という形ではなく、隊員の、最初にこのジェットに乗る訓練生の安全性を確保をするという意味と、近年いろいろな災害等、救助等、活動がふえているという中で、この滑走路延長をまたお願

いしたいといったところの中の考えもあるというところでありますので、機能の強化ではなく、向上という形の中で捉えている形になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

時間がないのでですね、簡単に言いますが。まずT-4の問題。T-4の問題、滑走路を延長することが必要かという問題はですね、この間、私たちは防衛省と交渉した中でですね、それじゃあ滑走路が短いと言うのであれば、これによって今までバリアに突っ込んだりとか事故があったのかと言ったら、いや、過去にはそういったことは1度もありませんということをお答えされています。T-4の離陸滑走距離は567メートル、着陸滑走距離が680メートルということで、そういった点では1,600メートルでもですね、十分できるという問題です。それとU-125Aの満タンの問題ですけど、この間ですね、6月の町議会と施設局の説明の中で、平成24年に航空救難団を航空支援集団から航空総隊へ隷属がえの計画があったが、どうなっているのかという質問に対して、現在、航空救難団は航空総隊隷下になっているとお答えされました。これはですね、戦闘部隊と救難部隊の一体化であってですね、戦闘集団にですね、発展したという、そういった状況です。航空救難団は航空自衛隊機に事故が発生した場合には、搭乗員の捜索救助災害派遣を主な任務とするもので、司令部は入間基地ですが、航空総隊は航空戦闘部隊を一元に指導を総括する組織で、防衛大臣から直接指揮監督を受けるものです。自衛隊基地の任務とはレベルの高いものとなって、国防計画の上でもですね、重要な役割を占めるというふうになって、性格が全然変わって、今までは救難するだけだったんですけど、今度は戦闘する中で、一緒に先頭に立って一緒にやっていくという、そういったふうに性格が変わっているわけです。そういったものが満タンにして行って、捜索するとなったときには、尖閣列島とか南西諸島の問題とか、そういった時にですね、出撃すると。そういった点は、先ほど冒頭に言った2プラス2のですね、具体化になっていくというそういった性格を持っているわけです。

それではですね、最近もそうですけど、輸送機の飛来の頻度はどうなっているのか。これはC-1という輸送機が来ていますが、それはどの程度来ているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

航空自衛隊芦屋基地に確認したところ、平成26年度は約30回、平成27年度は約20回、平成28年度は約10回という形で、この3年間のトータルで行きますと60回程度という形で

来ているという状況であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それではこのC - 1というのはですね、もう引退して行って、どんどん機種が変わっています。そのかわりとしてですね、C - 2とC - 130Hというのが、今、後継としてなっているんですけど。これは1, 800メートルの滑走路で使用はできるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これも基地のほうに確認したところ、C - 2の輸送機とC - 130Hの輸送機、どちらも現状の滑走路での離着陸は可能ではないかという認識を持っているというところでございます。C - 130については、芦屋基地のほうに飛来実績はありますので、現場の滑走路でも着陸ができていると。ただしC - 2につきましては、これは試験運行中、今年度に入ったばかりというところの中で聞いておりますので、基地の飛来の可能性については、ちょっと今の現状では可能という形で認識はしておりますけれど、調整がいるのではないかというところになっておりますので、これは滑走路1, 800メートルになったときに、どうかというところは、伸びたところでまた検証になるのではないかというように思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

そういった機種が来ればですね、今までのC - 1とエンジンも相当、倍も3倍もあると思いますのでね、そういった点では、騒音の被害が出るのではないかというふうに思います。

それとですね、私は3年ほど前、遠賀漁協の元組合長からですね、自衛隊が芦屋の海岸で上陸訓練をやりよると。それをするなというふうに言って、抗議したという話を聞きました。先日、現組合長にですね、そういったことがあったんですかということを知ったら、いや、実は自衛隊が芦屋の海岸を使って、ゴムボートでからですね、上陸訓練をしようとした。だから、そこに行って、やめろというところから言ったと。そのとき、自衛隊は迷彩服を着て、顔は真っ黒に墨で塗って、そして自動小銃のモデルガンを持って、上陸訓練をやりよったと、そういったことを言っていました。それと、それから後日にですね、島根とか佐世保、そこの自衛隊から自分たちも

やらせてくれんかというような連絡が入ったけどという、そういった話をしていました。そういった点ではですね、私たちの知らないところでやはり基地の強化、さっき言った2プラス2の実践がですね、行われているということ。それと、佐世保というのですね、今、水陸機動団というのがですね、今年中につくられます。これは今アメリカの海兵歩隊部隊、殴りこみ部隊と一緒にですね、そういった性格を持って、島を奪還するとか、島に上陸してから爆撃を誘導していくとか、そういった性格を持った侵略を主にしている部隊であるのではないかというように感じます。そういったものもですね、ここを使用させてくれというような話もあったということです。

また、今問題になっている。佐賀空港のオスプレイ、これは配備がいろいろな問題、地元の魚業者の反対やですね、いろいろな事故の問題で遅れていますけど。この遅れをですね、させるわけにはいかないということで、代替地を今、探しています。その代替地の中に芦屋基地もですね、含まれているという、そういった話も伺っております。そういった点ではですね、この滑走路延長問題というのは、ただ単に安全性とか距離を長くするとか、そういった問題ではなくて、やはりアメリカと日本のですね、米軍と一体となった戦争をやっていく、やっぱり要になっていく、そういったことに影響を受ける大きな問題だというふうに思います。そういった点ではですね、これはやっぱり滑走路延長というのは、基地の強化でしかないという考え方を持っています。

7月27日にですね、町長は不在でしたけど、党として、住民の中にある不安や疑問がある中で、滑走路事業計画を迅速に承認しないようにという申し入れを行いました。滑走路延長は基地の強化であり、戦争する国づくりを進める、住民の命と安全を脅かされるということは明らかです。日本共産党は、基地機能の強化につながる滑走路延長には反対であることを表明いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、国保税等の滞納処分について伺います。

まず第1点目、平成25年度以降の滞納処分の差し押さえ等の件数と金額はどうなっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。国保税を含む徴税全体の差し押さえの件数とそれに伴う換価された額を年度順にお答えします。

平成25年度が38件。477万円、平成26年度64件、582万円。平成27年度269件、862万円。平成28年度430件、1,420万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私の持っている資料では、平成23年度は8件でした。平成24年度は18件、そして平成25年は38件とやはり、この近年ずっとこう、どんどん、どんどん上がって、最後は430件ということでね、相当の差し押さえをやっているわけなんですけど。当然ですね、納税は国民の義務という考え方です。やはり適正な税制度を維持するためには、しっかりと納税を果たしている納税者との公平性を確保する意味でも、滞納者には適正に法を適用して対応することは必要なことです。納税は国民の義務であり、徴税も大切なことですが、法律で定められたルールを守らなければなりません。なぜなら、税金は国の根底を支えるものであり、ルールを守った上での徴税でなければ国の運営に対しての信頼かかわるといふ、こういったことです。

それではですね、2点目の差し押さえの対象は、どのようなものになっているのかということについて伺います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

差し押さえの対象ですけれども、一般の預金、給与、そのほか土地、家屋等の不動産、自動車、家具等の動産等が差し押さえの対象となっております。しかし、国税徴収法の中で、給与の差し押えをする範囲とか、あと生活必需品等は差し押さえ禁止というふうに定められております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、課長が答弁したようにですね、確かに徴税するのにですね、差し押さえは認められたことですが、それでも何でもかんでも、いくらでも差し押さえたいということではありません。法律で決まった中での差し押さえをやらなくてはいけないと思います。そういった点ではですね、この近年、自治体はその法を無視した差し押さえをですね、全国で行われているという、そういったことが起こっています。特に児童手当についてですね、差し押さえが起こっていますが、芦屋町では児童手当についての差し押さえ、こういったものは行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。児童手当を差し押さえをするということは、芦屋町ではありません。児童手当

につきましては、滞納者と相談の上、承諾を得た上で、児童手当の中から全部または一部を支払いに充てている滞納者が数名おられます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

承諾書をとればですね、基本的にはその承諾書を履行するという事はできます。課長は児童手当についても、その承諾書をもらった上で1回入ったものを、今度は出して、税金に充てるということですね、直接的な児童手当の差し押さえはしていないという、そういった内容だと思います。ただですね、私は確かにそれは法的には承諾書をとっているから認められますけど、児童手当についてはですね、その父母その他の保護者が子育てについての第一義的義務を有するという、基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の生活の担う児童の健やかな成長に資することというふうにしています。児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供しまたは差し押さえすることはできないというふうになっています。

国会の答弁でもですね、当時の与謝野財務大臣は、児童手当は子供の養育に使うという目的に達成されるべきだとの答弁をされております。確かにですね、承諾書をとって児童手当をするという、ただ児童手当のその目的がそれでは果たされていないんじゃないか。それによって、例えば修学旅行費が未納になるとか、給食費が未納になるとか、そういった事態も起こるというふうに思います。そういった点では、承諾書をとるといった中でもですね、やはり児童手当については、児童手当の趣旨を優先させてですね、やるべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

承諾書をとる中で、児童手当というのは数カ月に1回かなり大きな金額が振り込まれますので、滞納者のほうからの相談で、この金額を充てていきたいというふうな相談になっておりますので、その滞納者にかかわらず、児童手当を本来の目的以外で生活の補填金的に使っている家庭もたくさんあるかと思っておりますけども、その辺、税に関しましては、相談の中でそういった了承といいますか、約束をとっての上でやっているもので、今のやり方で正しいと思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私どもとちょっと見解が違いますけど、私はやっぱり児童手当は本来の目的に使うべきだというふうに思っています。

それでは時間がないので次に行きます。

平成25年11月の広島高裁判決で、違憲であるとの確定判決が下された鳥取県児童手当差し押さえ事件を町はどのように受けとめているのか。これについて伺います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。この鳥取県の県税事務所が児童手当を狙い撃ちで差し押さえをしたということで、これについては、違法であるという判断が下されております。そのことは、確定判決が下されていることは認識しております。先ほども申しましたように、芦屋町においては、児童手当の差し押さえをやっておりませんし、先ほど述べたようなやり方で児童手当の一部が税に充てられていることも現実でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この判決について県のほうからですね、何らか通知とか指導とか、そういったものが、また研修とかそういったものがあつたんでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

研修等の指導とか、県からの指導は特段あっておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、時間がないのでですね、次に行きます。最後。

差し押さえにより、生活再建が困難となるケースが考えられるが、今以上の親身な納税相談に重点を置き、佐賀県伊万里市などが行っている生活再建型滞納整理へ転換すべきではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

生活再建型滞納整理ということですが、芦屋町においては、滞納者が納税相談に来られます。まず、生活実態等も聞き取りして、収入・支出面もしっかりチェックさせてもらいまして、その上で分納の金額等は話し合いで決めさせてもらっています。まずこの聞き取りで、正直に滞納者の方が、ほかに債権がこういうのがありますよということを、正直にまず言ってもらわないと、なかなか無理な金額にどうしてもなってしまいますので、まず相談に来られる方が、来られた滞納者の方が、正直な家計の状況をまず言っていただくというところから始まります。あとは、うちのほうの相談の姿勢としましては、当然、話し合いの中で生活指導的なものも当然行っていくようなことになりまして、一時的な滞納がそれが終わっても、続けてまた滞納になっては意味がないので、どうしても自主納付ができるような方法とといいますか、そういう相談も受けるようになっていきます。伊万里市がやられているようなファイナンシャルプランナーみたいなことは、置く考えはありませんけども、職員のほうで誠実に対応して、生活再建型滞納整理と同じような対応になっていると思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

首都大学東京の岡部卓教授は、過酷な税の徴収は滞納者の事業や生活、健康に大きなダメージを与え、逆により多くの税金を使う結果になるだろう。トータルコストは大きくなるというふう

に指摘しています。これは、先ほど課長も同じようなですね、内容を答弁したと思いますけど。先ほどの伊万里市と同じようにですね、再建型でやっている滋賀県野洲市の山中市長は税金を払いたくても払えない人こそ、行政が手を差し伸べるべき人。滞納は貴重なSOSだと述べて、滞納者とやり取りするそれぞれの課が、その市民の生活が行き詰っていると感じたら、市民に生活相談課に案内することにしていくとのこと。市民生活相談課の課長は、困窮者をどう助けるかという発想が必要だ。徴税部門と福祉部門が早くから連携できれば、一時的には滞納がふえても生活保護費が抑えられるなど、行政全体のコストが減らされるはずだと語って、納税推進課の課長は徴収率ありきで困っている人の生活を壊してまで取り立てたりはしないというふうにしています。やはり、こういうふうですね、やっぱり短期的な徴収実績に重点を置くのではなく、長い目で見た住民の税を担う力を重視すること。住民が税を払うようにすることが必要だというふうに考えます。そういった点ですね、そういった立場からぜひこの徴税をですね、やってい

くという立場に立っていただきたいというふうに思います。

それと今後ですね、やはり滞納処分がさらにふえるのではないかとことを私は心配しております。それは2018年度からですね、国民健康保険の都道府県単位化が行われます。これによってですね、2018年以降の保険料はこれまでの決め方とは全く変わって、都道府県が市町村に割り振る事業費納付金になり、保険料を集め、都道府県に上納するという形になります。この上納についてはですね、規模別で標準収納率が定められて、その収納率の請求を100%自治体は上納しなければいけないという、そういった制度になってきます。そういった点では、税を滞納した人とか、そういった人からですね、さらに徴収を行うという、そういったことがですね、危惧されますので、そういった点でですね、今後やっぱり国民健康保険のですね、やっぱり支払える規模の国民健康保険にするということが必要だと思います。そういった点では、前からですね、一般質問でも言っていますように、国民健康保険について都道府県化になってもですね、一般会計の繰り入れはですね、行い、住民が払えるような国民健康保険料にすべきだと思います。今でもやはり大変な負担でですね、滞納される方も多い、資格証明書や短期証の発行なんかも行っています。そういった点ではですね、今後、行政が住民のですね、暮らしに心を寄せてですね、あたっていくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開いたしますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時59分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、4番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

4番、刀根正幸です。今回、一般質問の通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

件名でございますが、安心して暮らせる社会づくりに向けてということを件名として、まず趣旨でございますが、災害に強い町の特徴として、次の3つの視点で災害の対策を行っていること

が挙げられる。第1点目は、災害は必ず来るものとして、事前対策が十分に行われていること。2点目は、災害時の体制が整っており、危機管理意識のもと、情報の収集が的確に行われていること。第3点目は、災害後の処理が迅速かつ適正に行われていることとなるが、今回は第3点目に焦点を当てて一般質問を行うものであります。

つきましては、冒頭にこの趣旨ということで簡単に述べさせていただきます、質問事項に移らせていただきます。今回は7月5日の大雨に際し、災害に対する町の考え方についてお伺いしております。この概要につきましては、先ほど1点目に松岡議員のほうから事細かに説明が求められ、今回私の質問に対しましては、「備えあれば憂いなし」という言葉のとおり、どのように備えておけば、この信頼されるその対策が講じられるのかといったところに視点を当てております。今回の7月5日の部分ではですね、一応マスコミ等で東峰村の村長さんが言っておられました。早く避難勧告を出したかったけども、出すことによって、第2次的な災害、それが怖くて出せなかったと。これはまさにあのマスコミの写真をみると、そのような状況に陥るのではないかと思います。

そこで、まず質問の第1点でございますが、芦屋町では自治区30区のうち、地域の自主防災組織が届け出されていない地域への対応における今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、自主防災組織、30地区あるうちで、26の自治区が組織をされています。4地区がまだ、組織をされていない状況でございます。今後、自主防災の組織づくりをお願いしたいというふうに考えております。

近年、先ほど刀根議員が言われましたとおり、7月の九州北部豪雨や昨年の熊本の地震等、いっつどこで災害が発生するかわからない状況でございます。全ての区が組織づくりを行い、共助の精神で、災害発生時には、お互いが助けあう組織づくりが必要と考えますし、要請があれば、組織をされていないところには支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

先ほどお答えになりましたように、芦屋町の自主防災組織というものは、早めに取りかかり、他町の範となってもよいくらいの活動と内容を備えているのではないかと考えております。ただ、このもとになるものというのがですね、やはり私は住民の地域意識というんですか

ね。自分たちの町は自分たちの町でつくっていくんだ、支えていくんだっていう意識が大切でございまして。その中で、その自治意識が高まっていけばいくほどに住民間の絆、そういったものができていくのではないかと考えております。よく災害に使われる言葉に、やはり何と申しますかね、まずは自主的な自衛といいますかね、それで守っていくのと、いわゆる自助というのか、自助のもとでの内容は約45%くらい。それから共助というものがやはり45から50、そして最後の公助というものが大体10%未満と言われております。ですから、やはり自分の命は自分で守るといった、まずその心構えが第一でございまして。その次に実は共助ということになってくるわけです。その共助という格好の中でですね、実は芦屋町の場合については、組織的にはできていますよということが言えるんですが、じゃあ実際に共助という形の中で考えたときに、自治区に加入している割合、これが実はもう私の区の中で参照していけばですね、30%を切っているという状態の中では、いわゆるそれは、きちんとやったとしても、やっぱり30%の効果なんです。100%出しても。それが100%入ればですね、70%の力を出しても70%の力で、やはり私はこういった意味で、地域教育力というものを高めていく、そういった取り組みが大切であり、これがさまざまな状態の中で力を発揮していく。例えば、福祉の問題におきましても、そうでしょうし、生涯学習等についてもそうでしょうし、それらは全て結びついていくんだといった、まず御認識がいただければいいかなと思います。

そこで、この問題はおいおい出てくるわけですが、一番最後の項目の中でですね、その分を出させていただきたいと思います。

次に(2)災害時の体制の中で、議会の情報提供をどの時点で行うのがベターと考えられるのかについてお答え願います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町地域防災計画では、大規模災害等が発生した場合、災害対策本部が設置され、分掌事務で、議会事務局が議会班という形でなります。災害本部の会議に議会事務局長が入りますので、災害のときの対策本部での情報については、この議会事務局長及び議会班を通じて議員の方々と連絡調整を図るような形で位置づけております。災害発生直後には、いろいろな情報が錯綜し、また現場対応に追われているのではないかとこのころで考えますので、すぐに議会へ情報を流すことは、大変難しいと考えております。ある程度の災害状況が終息した段階で、議会班を通じて情報提供できればよいのではないかと考えております。

情報につきましても、今現在、何も取り決めを行っておりませんので、今後、それらを含めた中で、議会事務局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

この点につきましてはですね、やはり議員の皆様というのも地域にいるわけでございますから、やはり適当な時期に適当にということで、あと、そのかわりというものです、やはり明確にする必要があると考えております。つきましては、私どもも先進地視察等で行ってまいりますし、他の町においてはですね、すでにどのような対応をしていきますといったところが記述された文書もあるようです。ただ、それをつくったからといって、それがきちんと機能するわけではございません。逆に防災に当たってのですね、障害になっている分野も聞いております。つきましては、どういった形が芦屋町にとってベターなのか、そういった点を今後も私どもで、深めていきたいと思っておりますので、またその点については、ある程度情報として、また内容としてまとまった時点で御相談をさせていただきたいと思っております。

次でございますが、災害時の災害発生後の対応として、国が定める災害弔慰金の支給に関する法律に該当しない災害の処理をどのように考えておられますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず災害弔慰金の支給に関する法律、まずそこからちょっとお話をさせていただきたいと思っております。町でも条例を制定しております、災害弔慰金や災害障害者の見舞金に関する支給をするような形になっております。この対象災害としては、自然災害で暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による被害が生じるときに、この弔慰金に該当するという形になっております。1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害等がこの弔慰金等の支給の基準とまちはなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

先ほど、一つの災害者に対してのその弔慰金等の説明がございました。では、芦屋町については、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給額はどのようになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害弔慰金につきましては、生計維持者が死亡した場合500万円、その他の者が死亡した場合は、250万円でございます。

災害障害見舞金につきましては、町民が災害により重度の障害、両眼の失明、要常時介護、両上肢を肘関節以上切断等を受けた場合、生計維持者は250万円、その他の者についても250万円という形で支給されるという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、弔慰金のその説明がございました。では、災害援護資金の貸し付けを行うことができるようになっていると思いますが、対象者とそれから貸付限度額、償還期間、利率はどのような内容になっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

対象災害としては、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合で、災害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための災害援護金の貸し付けを行うものでございます。

貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じております。世帯主が1カ月以上の負傷かつ住居が半壊した場合は270万円、住居が全壊した場合は350万円、世帯主の負傷なく住居が半壊した場合は170万円、住居が全壊した場合は250万円、住居の全体が滅失または消失した場合は350万円となっております。

貸付期間は10年間で、据置期間は3年。利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間後、その利率を延滞の場合を除き3%という形の中で決まっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今御説明があったその内容、弔慰金並びに災害見舞金等もですね、含めまして、大体その期間

的にはその申請をして、大まかどの程度ぐらいで被災者に手渡されるんでしょうかね。その辺ちよっと簡単に。大まかで結構です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これは申請をしてという形になりますので、なかなか実際、こういう事象が発生していないので、どれくらいで支給できるのかというところは、ちょっとなかなか私もお答えはできないんですけれど。早期に手続をして貸し付けを行っていくという形になってくるのではないかと。現状、その朝倉等もこういう形は、貸付制度はできるようにはなっていると思うんですけど。実際そういう災害が起こった場合、町職員としても対応ができないというところの中で、まず、被害状況を確認した上で、罹災証明が出てという形の中で順次になっていくのではないかとというふうに想定をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

これは確かにですね、現状を把握し、そしてそれをまとめて申請するという形の中ではですね、その災害の内容によって異なってくるというのは理解できます。ただ福島なりですね、そういったところで見ると、なかなか支給されていなくて、被災された方は、もう今もなんかきゅうきゅうとした生活をされているというのが、ときどきマスコミを通して見えてくるわけです。ですから、やはりこういった問題というのはですね、被害者の立場に立って、そして被害者の目線で、そういう事務処理をしていく、そのようなことが大切だとは思いますが、極力そのような形の中で対応していただきたいと考えております。

それでは、次に質問第4でございます。大規模な災害の際は、弔慰金は災害援護の貸付金等があるということがわかっておりますが、それ以外の小規模な災害の場合はどうなるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

この弔慰金の支給に当たらない場合、どうなるかという形になりますので、芦屋町では、町独自の条例として芦屋町災害弔慰金及び見舞金に関する条例を制定しており、それに基づいて支給を行っております。この条例は地震、暴風雨、洪水、地滑り、土砂崩れ、または火事等の災害による町民の死亡または住居の被害に対し、弔慰または見舞いを送るものでございます。

弔慰金は死亡した場合、1人につき20万円を支給するようにしております。見舞金としては、家屋の全壊、全焼・流失で15万円、半壊・半焼で8万円。床上浸水及びその他の小規模災害で2万円です。あと店舗の全壊、全焼、流失等で8万、半壊、半焼で5万円の見舞金を支給するという形の中で規定を設けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、見舞金の内容につきましての部分の説明をいただきましたけれども、この条例というのはいつごろに制定された内容でございましょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の条例につきましては、昭和49年にまず初めに、この弔慰金及び見舞金に関する条例が制定されております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

49年といいますと、もう既に四十数年経っているんですけども、これを見直す機会とか、そういうものは制度的にあるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

49年当時から見直しとしては51年、57年、平成11年といった形の中で見直しをしているような状況でございます。ちょっと詳細な見直しについては、今、手元に資料がないんですが。ちょっと私の知る限りでは昔、この見舞金制度というところで、家屋等15万。当初は見舞金だったので、3万とか低い状態でした。それを平成11年に確か見直しを行っております。基本的にあと、各郡内の状況とちょっと比較しますと、若干、芦屋町の方がこういう住宅に対して、芦屋町と水巻に関しては、ほぼ同じ金額でなっております。遠賀と岡垣につきましては、基本的に住居関係については20万円、うちと5万円ちょっと違うという状況になっておりますし、半壊半焼につきましては、芦屋町は8万円のところ遠賀、岡垣につきましては、10万円というところ

ろで、床上浸水等につきましては、岡垣町では3万円で、芦屋町は2万円。若干芦屋町の方がちょっと低いのかなというところです。うちは水巻と同じという形の中でなっているのが現状になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、町の条例といいますかね、このほかにですね、やはり私のお聞きしたところによりますと、社会福祉協議会等もですね、合わせてこのような一つの融資制度的な部分もあるように聞いております。つきましては、その概要を御説明いただけますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉関係では、今、言われました社会福祉法人福岡県社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付制度の1つとして、災害を受けたことにより、臨時に必要な経費について貸し付けを行っています。貸し付けは2つあり、1つは特に用途の定めのない緊急小口資金として10万円までを融資するもの。もう1つは、家の補修や一時的な転居費用など、主に住まいを確保すること等を目的にした福祉費として限度額150万円の融資制度があります。

緊急小口資金は保証人も必要なく無利子で、2カ月の据え置き後、12カ月以内に返済が必要です。福祉費は、原則、連帯保証人が必要で、連帯保証人がある場合は無利子、6カ月の据え置き後、7年以内に返済が必要でございます。

貸し付けの対象者は、生計の中心者が住民税の均等割まで課税されている低所得世帯、高齢者や障害者がおられる世帯というふうになっています。

これらの手続につきましては、芦屋町社会福祉協議会で行うことができます。

以上が、福祉関係における災害時の貸付制度でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

いろいろ一つの、例えば災害等に関してですね、貸し付けもしくは融資っていうことでありますけれども、昔、芦屋町におきましてもね、一つの制度融資という形の中であったことを記憶しているんですが、今この制度融資においてはですね、一つの災害的な部分での融資制度はございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋町の制度融資基金を設置しまして、この基金を有効活用するということで、現在、商工融資を行っております。この制度融資は、平成16年度までは商工融資以外に農業融資、漁業融資、住宅融資、それと一般融資として結婚とか療養費、修学支度金がございました。またお尋ねの災害復旧融資ということで、火災、風水害、地震等の復旧にかかる利子補給を実施しておりましたけれども、金融機関の金利の引き下げ、それと金融機関の貸付商品の多様化等により制度融資の利用者が減少したために、平成17年度から現在の商工融資のみと見直しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、ちょっと聞き損なったんですが、平成17年度からこの部分は1つの商工融資のみに切りかわったということ。10年前はそういった災害者、いわゆる住宅困窮者的な部分でも、いわゆる一定の所得要件はあったかとは思いますが、あったわけですね。その分は利用者がなかったからという形の中で、その分はなくなったというところの捉え方でよろしいですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成17年度に見直しをしたときには、制度融資の利用者が減少傾向となったということで聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

すみません、まだ理解できないので、申しわけないんですけど。いわゆる利用者がいないから制度として消してしまったと。わかりやすく言えば、そういうようなことでよろしいんですか。

私はですね、今回、例えば大型災害という格好の中であった場合は、その町の制度の中で、一定の助成を受けることができる。しかしそうでなかった場合については、どこかでそのところの分を、やはり生きていかなくていけないわけですから、その生活のための、そのところの部分で何か方法がないのかなと。次に先ほどの御説明の中でも民と民との内容については、それは崖崩

れが起きようと、それは関与しないというふうな形で受けとめております。そうしたときに、じゃあ、その分はそれを放置することによって、さらに大きな災害を招くおそれがある。そうした場合の救済措置は何かないものなのかなというところで、実は今、質問を調べたところでお聞きしているのですが。そういった中で、本当に困っているという方で、その該当するところの部分はね、制度なり、お金をもらわなくてできるんです。ところがそうでない方は、被害に遭ってどうしようもない状態の中でも手が打てない。これこそ私は控除の対象になるんじゃないかなというふうに考えております。やはりその災害というのは、忘れたころにやってくるというのが災害です。よく聞く言葉に、これはね、今までにない雨量やったから、急にどか雨が来たから、もう防ぎようがないんです。これらを整備していく、これは一番最初にお話ししました、「備えあれば憂いなし」。その中の言葉であって、何ぼ整備しようと、災害はやはり起こるんです。起こったときに、起こった人に対して、どのような対応がしていけるのか。これ中学の校長先生の言葉で、よく好んで使われる言葉で「ワンイズオール・オールイズワン」という言葉を言われていました。これは1人のために、みんなは何ができるか。みんなは1人のために何をしたらいいのか。それをやっていくのが行政という、私は場ではないかなって。そこで調べていけばいくほど、ある意味、中途半端など言うのかな。本当の生活困窮者という部分については、実は、何て言いますか、社会福祉協議会の融資だろうと、町の融資だろうと受けることができるんですね。

ところが、一定の枠の所得がある方については、もうそれすらもだめですよという格好になるんです。ですから、本当に大きな災害の場合は、大規模災害のところの見舞金ということで、受けることができるんだけど、それにも該当しないよという方が、実際にそれが起こっているんですけども。そうした場合に、何か救済する手立てはないのかなというところで、現在、質問をしているところであります。

つきましてはですね、やはり、今は4番目の融資制度といったところの話をもう終わりましたけれども、一応、この点について、今後のいわゆる災害者に対するその対応ですね、それをどのように考えておられるのか。総務課長さんのほうからよろしいですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

昔は融資制度があって、今はないというところは現状というところになっておりますし、今後いろいろな災害が起きるのではないかという形で、町での融資はどうなのかというところの御質問でございますが。遠賀郡内も今確認しましたところ、現在各町も融資制度は行っていないというのは、現状でございます。そうは言われましても、今後そういうことがあるのではないかと、いうところがありますので、今後、先進事例等を参考した中で、調査研究はしたいというふうな

形では考えていきたいという思っております。なかなかその家屋とかですね、基本的に自助というところが1番になるのかと思うんですよね。家につきましては、火災保険に入っていたかどうか、今回の場合は擁壁というところで何も手立てが打てない。町としてもできないというのが現状でございます。そこにつきましては、そういうところで貸し付けができないかというところはなかなか、小さい災害の時はできるけど、今度大きな災害になると国とか県に応じた融資制度になってくると。それが対象にならないとか、いろいろな問題がございますので、調査研究はしないといけないのかなというふうには思っております。すぐするにはちょっとできないかもしれませんが、そういう事例がないか調査はしていきたいというふうに思っております。

ちょっとすみません、それと、議長、すみません。

先ほどちょっと答弁の中で金額はちょっと一部間違っていたのがありましたので、ちょっと修正をさせていただきたいと思えます。障害者の見舞金につきましては、生計維持者については250万円、その他も同じと言いましたが、その他の者につきましては、半額の125万という形になりますので、そこはちょっと訂正してお詫び申し上げます。

以上で回答にかえさせていただきます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

この内容につきましてはですね、実際に災害に遭われた立場の方に立って、そしてその上で一つの制度としてやっていく必要があるんじゃないかな。特にこれ、芦屋町ということで、今、特段の基金というのは持たないと思えます。ですけども、やはりそういったものを対応していく。そして住んでいる人が安心・安全に、という格好で暮らせるのが芦屋町ですよ。これは先ほどから言いますように、横並びの文化というのは大体わが国の特徴です。そうすると、逆によそになるものを、新しいものでもつくっていき、そしてその中で安心・安全に暮らせるのが芦屋町なんです。これはある意味、芦屋町を売るいいきっかけになるんじゃないかなというところで提案させていただいております。特にこの問題で大事なものは、縦割りの中で考えない。できるだけ横断的にお互いの事務を関連し合って、そしてその分が、やはり適性にかつ執行されるようにすることが求められる。でないとならぬAさんについては該当したけど、Bさんについては該当しないよね。これは逆に、そういった制度をつくってもですね、不信感とか、そういったものが出てくる、助長するだけです。ですから、適正に執行することによって、より信頼度が、お互いに信頼できる町づくりに貢献できるんじゃないかなということで、提案させていただきました。本当はもっと奥深くに一つの災害というものを突っ込んでみたかったですけども、より詳しく、松岡議員さんのほうでありましたので、時間はまだまだありますけども。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に5番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

妹川です。一般質問に立つ前に、先日、第16回芦屋・若松クリーンキャンペーンがございました。その際には、町長、副町長ほか、職員の皆様方が多数参加していただきましたが、大変ありがとうございました。

じゃあ、通告書に基づいて一般質問をしていきます。

1番、国民宿舎マリンテラスあしやについて。国民宿舎あしやのオープンは39年。平成8年までの31年間は直営方式でありました。老朽化のため平成9年に解体、建てかえを行い、平成11年国民宿舎マリンテラスあしやと名称を変え、新たにスタートしています。その際に直営方式から管理委託方式に移行し、休暇村サービスに管理を委託しております。平成15年法律改正により直営方式に戻すか、指定管理者制度にするかで執行部と議会との間でかなり議論が交わされていることが議会議事録でよくわかります。その結果、平成18年に指定管理者制度に移行し、休暇村サービス、マーチャントバンカーズ、グリーンハウスへと指定管理先が変わり、今日に至って経営されているところでございます。

この国民宿舎のですね。履歴的な流れというのが、よく背景が私も地元ではありませんでしたから、よく調べてみたらですね、こういう流れで今現在あるんだなというふうに思っております。それで、指定管理者制度が創設された目的は、民間の持つノウハウを生かした、住民サービスの向上、行政コストの削減であるとしておりますが、具体的にどういうことをいうのかなど質問しております。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設、これについて、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって、より質の高い住民サービスを効率的に提供することを目的に、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月2日施行の地方自治法の一部改正により導入されました。

当時町では、国民宿舎マリンテラスの管理運営を国民休暇村サービスに委託しておりましたが、

この地方自治法の一部改正により、平成18年4月からマリテラスの運営を民間事業者等を指定して運営を委ねる指定管理者制度へ移行しております。御質問の民間のノウハウを生かした住民サービスの向上、行政コストの削減とは、マリテラスの経営を、ホテル事業に精通した事業者が管理運営することによって、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、これ自体が住民サービスの向上につながるということ。もう1つ、管理運営の面では、マリテラスの人件費及び管理運営費を削減することによって、施設所有者である町の行政コストの軽減につながるというふうに考えております。

具体的とありますので、平成3年から国民宿舎が休暇村に委託されるまでの直前の5年間の決算状況は、事業収入等では歳出額を賄えない赤字経営でございました。このため一般会計から繰り出しをして、その額はその5年間で約2億600万円となっております。しかし、国民休暇村に委託した平成11年度からの7年間、これについては、一般会計からの繰り出しは7億1,800万円となっておりますけれども、これは全て新しいマリテラスの建設費用に支出して、営業費には入っておりません。さらにマリテラスの営業の収益のうち約4億4,300万円を一般会計に繰り入れております。そうしても、マリテラスの運営というのは、黒字となっております。指定管理時代も指定管理者の納入金に差はございますけれども、運営状況は同様に事業収入等のみで黒字化しておるということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、2番のほうまでですね、説明をされているようですので、1番を質問したかったのですが、2番まで行かれたようですから。この2番のほうがですね、この指定管理者納入金で賄えているのかと。今、このマリテラス芦屋建設費用の起債額は14億。そして利子総額3億5,000万で合計17億8,000万円です。それで、そういう納入金等で賄えているのかと。これまでの一般会計繰り出し総額はいくらかというような形で質問したかったんですが。それなりの回答をさせていただいておりますので、それについては時間の都合でとめたいと思います。

3番目のですね。指定管理業者グリーンハウスの支配人のマネジメント及び労務管理、職員に対する対応、それから離職者、雇用、残業等について問うわけですが。特にですね、この聞きたいのは、現在の指定管理者グリーンハウスの職員の本来あるべき職員数は何名で、そしてことしの1月から8月31日までの離職者の総数は何人かということを知りたいと思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成29年4月1日時点での雇用実態でございますけれども、社員は10名、パート従業員さんが26名、合計36名となっております、29年1月からことし8月末までの離職者の総数につきましては19名、離職率は48%となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

本来あるべき職員数は39名。8月15日には資料請求でですね、14名というふうに言われていたんですが、わずか8月15日から30日の間にまた5名、19名ということですね。こういうような形で補充は数名だと聞いておりますけれども、経営は成り立っているんだろうかなど。非常に疑問に思います。なぜ、このように離職者が多いのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

離職者が多い理由というのは、具体的にはわかっておりません。ただし、去年グリーンハウスに指定管理者が変わりました。そのときに支配人と料理長は本部のほうから派遣されてきて、そのほかパート従業員さんにつきましては、前任のマーチャントであったり、国民休暇村であったり、希望する方は、それぞれ引き継いで勤務されておりますということぐらいしかわかっておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、そういうところにレストランの従業員の方が、接客の方ですね。普通4名、5名で接客される。お客さんの人数にもよるでしょうけど、もう今はそれだけ少ないものですから、接客業も1人、2人。まあなかなかできなくてですね。もうお客さんもサービスが悪いですから、昼、夜の宴会等も非常に減少しているというようなことを聞いております。それで今、課長のほうからですね、なぜそんなに離職者が多いのかということがよくわからない。辞められる場合は一身上の都合という形でしかできないでしょうけれど。

私、1つ例を挙げたいと思います。

公務中にですね、お客さん同士の暴力事件というような事件があっているんですね。本年7月

末のこと。1人の従業員Kさんが、公務中に客同士の暴力事件に巻き込まれた事件を承知しておられると思います。若松のある土木会社がですね、宴会50名の方の宴会があった。宴会終了間際に社員同士のけんかが発生し、ちょうど傍にいたKさんが、巻き込まれて負傷し、Kさんは負傷されました。Kさんはレストランの接客を専門に5年間マリンテラスあしやに勤務。同僚や後輩たちが次々に辞めていく中、大好きな芦屋町のためにと頑張っって顔なじみのお客さんが多い、人気者であったと聞いております。負傷したKさんは、その日に新水巻病院で診察を受け、また被害届のために折尾署に傷害事件と告訴しております。8月2日に警察は現場検証として国民宿舎に赴き、実地検査を行いました。その間支配人は人ごとのように、立ち合いも参加しなかった。暴力事件を起こした会社責任は、被害者職員の家庭に出向き、謝罪と補償の話をして解決の方向に向かっております。しかし、支配人はこの間、全く関与せずに進められている。支配人としての責任を果たさず、横暴極まりない態度にいたたまれず、Kさんは本社の社長に事実経過を手紙にしたため、書留で郵送されました。本社の社長は知るところになり、支配人は自分自身を正当化するためにうそを重ねていると聞いております。支配人は本社から出向した正社員ではなく、契約社員と聞かれますが、本当ですか。もう一度言います。今の支配人は本社から出向した正社員ではなく、契約社員と聞かれますが、本当ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在のマリンテラスの支配人は、4月1日から採用された契約社員となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それですね、またKさんはですね、労働基準監督署に調査の依頼を申し入れております。御存知ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

グリーンハウスの社長さんに上申されたということと、労働基準監督署に連絡を・・・・・・・・・・
詳しい話を入れたということだけは聞いておりますけれども、その後の結果については承知して
おりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

なぜこういうふうに、こういうことをですね、なかなか警察に告訴するとか、労働基準監督署にですね、事情聴取をしてほしいということなかなか言えませんよ。やっぱりそれだけね、悔しい思いの中でされたと思うんですけど。Kさんは残された職員の人権侵害をなくし、労働改善のため、また国民宿舎地域の振興を図ってもらいたいという強い願いのもとで、こういう行動をとられたんですね。お手紙が、私そのコピーをいただいたんですが、ちょっと時間がありませんけど。その中のちょっと読み上げます、少しだけ。

初めまして。私は現在、国民宿舎マリンテラスレストランに勤務しています何々と申しますと、ここから始まったプリント3枚です。その中には、こういうような行動を、支配人の行動でもってですね、お客様に大変迷惑がかかり、評判が悪くなり、売り上げ等も減少するというような単純な理屈が御理解できてないようであるとかですね、恫喝をすとかパワハラやセクハラを繰り返し、自分の存在感を誇示しているがとかですね。まあそういうことを書かれたものが3枚あります。そのことによって、社長にその手紙が届いて、支配人もですね、態度が変わったんだろうと思うんですね。

現在、今先ほど言いましたように、宿泊者、宴会、レストラン利用者が対応できない状態が続いているというふうに聞いていますが。今、こういうことについて報告を受けているということですが、これ信じがたいですね。私、正直言ってですね、こんなことあり得るんだろうかと思うんです、町長ね。そんなことがあっているんだろうかと思うわけですけど。こういうことについて、これをその支配人からの報告書は届いているということでした。けれども、直接ですね、直接そのKさん親子に会って事情聴取をするというお気持ちはありますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今の質問ですけれども、まずは警察で事情聴取があったというのは、その宴会場での暴力事件についての警察の事情聴取としますし、パワハラとかセクハラとかいうのは、労働基準監督署、所管署の労働基準監督署に届け出をされているということをお伺いしていますので、今回の今の御本人の方と役所が直接会ってお話をするかということに関しましては、それぞれの今の御相談内容については、警察並びに労働基準監督署の所管する事務というふうに考えておりますので、私どものほうでその話を聞いてどうするということは、ちょっとできかねないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

指定管理者制度の趣旨というのを住民サービスの向上とかね、それからもう一つ、グリーンハウスと協定書を交わしておられると思いますけど、地域の振興を図るためということなんですね。そのためには当然、地産地消というか、地元の商品や野菜等を仕入れる。そして、地元の方を従業員として採用される。そういうことで、芦屋町の経済が活性化していくんだろーと思いますよ。そういう中で、芦屋町の住民で、5年間も芦屋のために国民宿舎の発展のために働いた方がこういう事件を、傷害事件を起こされて、芦屋町の方がね、ここの役場に来て話をしてもいいと、やぶさかではないという方に対して、話ができないという、そういう指定管理制度そのものに問題があるんじゃないかろうかと。これが直営だったらどうなりましょうか。早速ね、町長みずから、また、そこの管理の所管の課長はですね、どういうことであつたらうかということ聞いて、話をできると思うんですけども。ここに指定管理者制度の問題点が、はっきりと出てきているというふうには言わざるを得ません。

私は、今回の事件は氷山の一角です。こういうことが起こるからこそね、30人近くの職員の中でですね、19人の方が辞められると。これは氷山の一角なんです。パワハラ、セクハラが起こっているという、いわば労使関係は本当にいびつになっており、まさにブラック企業と言われても仕方がないのではないかと。国民宿舎施設の所有者である芦屋町として、その実態を喫緊にね、把握して改善していかなければ、国民宿舎そのものの経営危機が訪れるかもしれません。私はそうなるだろーと思っていますよ。どうですか。28年度のグリーンハウスの納入金はいくらで、そして純利益はいくらで、金額はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

グリーンハウスからの28年度の納入金につきましては2,545万7,805円となっております。また28年度のグリーンハウスの収支損益につきましてはマイナス2,800万円ということになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ということはですね、グリーンハウスさんがこのままような状態でいけばですね、納入金を納めなくても、2, 500万近く納めなくても赤字なんですよ。そういう計算になりますよね。だから、非常に、私は本当にこのあと数年で、もう撤去するとかね、指定管理制度そのものがなくなっていくような気がしてなりません。

そして4番目にいきますが、指定管理業者との協議内容に関する議事録について、ないとの回答でした。開示請求の時にですね。いわゆる指定管理事業者と協議内容について議事録はあるだろうと思って、お願い、開示請求したところ、ありませんということでしたが、それ事実ですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

指定管理者との協議内容という議事録につきましてですけれども、毎月業務終了ごとに提示される事業を報告のことでございます。これはマリンテラスの業務の実施状況に関する事項、管理施設の利用状況に関する事項、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等、事業の実施状況に関する事項についてグリーンハウスから資料の提出を受けて、説明を受けております。この資料そのものが協議内容となるために、その協議の場における議事録というものは作成しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

提案をいたしますけれどもね、芦屋町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書というのがありますね。それから、独立行政法人にも業務実績に関する評価結果というのがあります。私、しっかりこれ読みましたけれど。この貴重な芦屋町の土地と建物の財産をですね、管理しているというか、所有者である町が、その1年に1回でもね、こういうような評価結果、今のグリーンハウスや前のバンカーズとの中で、どういうような成果があつて、どのような課題があるかというような、このような冊子をね、やっぱりつくるべきだと思うし、よその町ではこういうのがあるんですよ。ぜひですね、そういうことを検討していただきたい。それから今ですね、総務省の2016年に出された指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果が発表されておりますけれども。選定時に、この労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定への記載状況は41%。市町村ではですね、その協定書の中に入れていているというわけですね。これは芦屋町の場合は入っていませんね。それとですね、今、この指定管理制度からですね、もういわゆる直営に戻すというようなこともかなりのパーセントが出ています。

そしてまたそれを廃止する。もう、民間へ移譲するというような町がたくさんあるようです。ぜひそれを調べていただいてですね、今後、指定管理者制度をどういうふうにしていくのかぜひ検討していただけたらなと思います。この点については終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員、件名1は終わりですか。

○議員 5番 妹川 征男君

ちょっと待ってください。もう1回言ってください。

○議長 小田 武人君

終わりですか。

○議員 5番 妹川 征男君

1件目は終わりです。

○議長 小田 武人君

1件目は終わりですか。ここで参考人の入場を求めます。

[参考人 入場]

○議長 小田 武人君

妹川議員の一般質問に関して、参考人として地方独立行政法人芦屋中央病院の櫻井院長、森田事務局長に御出席をいただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

櫻井院長、それから事務局長、本当にお久しぶりでございます。きょうは大変お忙しい中ですね、参考人として御出席いただき、まことにありがとうございます。短時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

通告書に基づいて読み上げていきます。芦屋中央病院は地方独立行政法人化されて3年が経ち、来年3月には新病院としてオープンします。地方独立行政法人芦屋中央病院、中期目標は、①地域住民に信頼される病院、②地域医療機関に信頼される病院、③職員に信頼される病院という3つの理念に沿って策定されたものです。町は地方独立行政法人化に向けて病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による総体的な経済改善の期待が大きいため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいと説明しておられました。その理念に基づいた経営が行われているかどうかということで質問したいと思います。

医療職員、医師、看護師の確保について。地方独立行政法人化されて医者は何人確保できたか。そのうち、現在も勤務している人数は何人か。また耳鼻科、眼科、皮膚科の医師確保の現況について聞きたいと思います。同じく看護師についての現況についてを聞きたいと思います。③看護

師の28年1月1日より平成29年8月31日までの離職者数は何人か。ということで最初にお願ひします。

○議長 小田 武人君

参考人に答弁を求めます。病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

芦屋中央病院の櫻井でございます。御質問をいただきありがとうございます。

まず、私のほうから医師の状況についてお答えをしたいと思います。平成27年度から地方独立行政法人に移行いたしました。医師については新任というか、新しく採用できたのは10名。そのうち9名は継続して勤務しております。ただ、この10名の中には、いわゆるその大学から1年なり2年なりの期限を切ってですね、短期で派遣をされていて、お一人お辞めになれば、お一人勤めるといふいわゆるローテーションという言い方をするんですが、そういう方が4名おられますので、新しく長期にわたって勤務していただける方は6名ということでございます。この6名をこの27年から短い期間の中で確保できたというのは、うちの病院の歴史の中でもそれほどありませんで、これは冒頭で妹川議員がおっしゃったように、地方独立行政法人化をしたことによって、機動的な、柔軟な医師の雇用体系というか、そういうものがつくり上げられた効果だというふうに感じております。

次の耳鼻咽喉科、皮膚科につきましては、これは常勤でおられた先生が開業に伴ってお辞めになったということがありまして、その後大学の医局からの派遣が途絶えたということで、常勤のドクターがいない状況が続いているわけですが。これは産業医大だけではなくて、他の九大であるとか福大であるとか久留米大学であるとか、いわゆる大学を中心にして派遣をしていただけないかということで、行動をしているところではございますが、なかなかこの医局も人的な余裕がないということで、現在は確保できていないという状況でございます。

眼科につきましては、現在産業医大から週に2回、午前中、非常勤の医師を派遣していただいておりますが、耳鼻咽喉科、皮膚科同様、常勤医師の派遣については、やはり大変厳しい状況でございます。

医師の確保につきましては、病院経営の根幹に関わることでございますので、引き続き常勤医師の確保について努力を継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田幸次君

私のほうからは看護師の状況についてお答えいたします。

看護師につきましては、平成27年4月から29年5月までの期間で33名採用しております。そのうち30名につきましては、継続して勤務している状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

27年度ですね、今、病院は中央病院の業務実績に関する評価結果というものをですね、きめ細かに出されておまして、その病院の内容がよく理解できます。その中にですね、現在、休診している耳鼻咽喉科、皮膚科の医師の確保についても大学病院を訪問し、派遣依頼を行っているということで大変努力されていると思いますが、実は28年度も今回の議会でいただいたわけですけれども、同じ文章なんですね。それだけ医者確保というのは大変なことだろうと思うんですが、やはり独法になることによって、そういう先生方が確保できるというようなことで、我々は、多くの議員さんですね、賛成していただろうと思いますが。私は、本当にそうだろうかというような気持ちもありました。まあ、それは今後ともですね、頑張っ確保していただきたいと思うんですが。住民の声としてはですね、医者に、担当医といいましょうか、主治医がですね、患者さんが病院に行って、また病院の先生が変わったと。非常勤の先生かもわかりませんけどね。そういうことによって、非常に患者さんの不満の声を耳にするんですよね。だから、そういうことについて、そうならないように努力していただきたいなと思っております。その辺については今後、努力していただきたいと思っております。

今、看護師の場合ですね、看護師の場合、33名の方が退職された一身上の都合とか、さまざま出産とか育児休暇とかさまざま理由があるかと思いますが、私はこれもね、離職の理由の中にこういうような理由もあるのではなかろうかと思って1つ事例を出したいと思っております。

その病院の中でですね、ある医者はもうわかっているんですけど、ある医者は患者や看護師の前で、患者や看護師を叱ったり暴言を吐いている。看護師に対するパワハラ的な言動が看護師の辞職に理由になっているのではないかと。患者側や看護師にも問題点があるのかもしれないが、患者が多数いる前で叱り飛ばすというのはみっともないと。この病院は異常だなというような声を直に聞くわけですよ。院長はこういうような声を耳にし、また認識しておられますか。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

それは個々の事例を全て理解しているということではありませんが、医療というのは、行っていく上において、ほかの業態と違うというのは、実際に医師と看護師が連携して患者さんの診療

に当たるわけですが、看護師は医師の補助をするということになるわけで、そのときに医師としては、患者さんの健康を回復させるということが一番大きな仕事でございまして。その中には、生命の危機の問題も、当然、はらむわけがございまして。そういうふうな危険性をはらんでいる場合、生命の危険とは言いませんが、健康に対する障害をもたらす可能性がある事象については、厳しく指導することは、当然あり得ると思います。ただ、それが行き過ぎているかどうかに関しては、つまびらかに私が承知しているわけではございませんが、多くは関係の職員から、報告は受けております。そのいずれにおいても、現場の各部署の責任者の判断においては、実際その場にいた、あるいは非常に近い話を聞いているということございまして、その現場の責任者の判断では、妹川議員が言われたようなことには当たっていないというような認識でございまして。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

どうぞ、そういうような声がちまたに、また直接私に聞いておりますので、ぜひ、それがどういうことなのか、担当医または事務局長に聞いてですね、実態を把握していただきたいと思えます。もしそういうことであるならば、多分そうだと思いますが、その先生に対してですね、指導をお願いしたいと思えます。

それで、なぜこういうことが起こり得るのかと言いますとね、やはりその住民に対して提供するサービス、その業務の質の向上に関する目標を達成するための措置に対する評価結果は、住民サービスですね。平成27年度はA評価でございましたけれども、28年度はB評価に下がっているわけですね。評価表を見ればですね。また次に接遇向上のために研修会を27年度は行っているが、28年度は実施していないと。各部署でやったということなんです、評価区分については、ランキングが下がっていると。患者の病院に対する苦情や不満の結果があらわれているのではないかというふうに思われてなりません。

それと、意見箱にですね、意見箱というのがあるようですけど、投函される患者さんの声、それから苦情に対する内容、まあ細かく聞きませんが。掲示板に説明を掲載している病院があります。私もちょっと非常に病気がちですので、入院を何回もやっておりますけどね。掲示板にこういうような苦情があるとか、こういう先生がこういうことを言われたとかですね、そのことに対して病院長の名前で、このことについては重々わかりましたと。注意しております。今後、改めますとかですね、そういうなのがあるわけですよ。そのことが、また患者さんにとってもですね、非常に信頼関係が高まる。ただ名前を書いている人だけに、投書した人だけのことでなくて、多くの方が、そういうふうにご覧される方もおられますから、やはりそういうの当掲示板をつくって町民の、患者の皆さんにですね、明らかにするということを私は検討していただき

たいなと思うんですけど。いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

大変いい意見だと思いますので、検討させていただきますが。当然、その御意見箱、いただいているものについては、病院の経営陣、全てで確認をしております。ただ、中にはですね、ちょっと一般に掲示するのがはばかれるような内容のものもございます。そうなってきますと、全てを表示するか全てを表示しないかというのが公平性を保つ上では必要だと思っております、今のところは表示をしていないということですが、今後検討していきたいと思っております。

それと先ほど評価委員会の評価のお話をされましたが、これについても評価委員会の、要するに報告書の中に、ある程度理由は記載していただいていると思っております。評価が下がったことについてもですね、実際にA、B、C、D評価であるわけですが、その評価の中で、要するに平均点を下回っているというのほとんどございませんので。御心配いただいているのは大変ありがたいのですが。全てがA評価であればいいんですが、A評価というのは目標を大幅に超えているという評価でございますので、これはほとんどの独法化病院でそういう評価をいただいている、そればかりが並ぶということではございません。目標を達成しているという形でございます。

先ほど御指摘のありました接客研修についてはですね、たまたま昨年度は電子カルテの導入であるとか、その他建てかえであるとか、そういう委員会が非常に立て込んだものですから、たまたま開けなかったということで、今年はもうすでに行っておりますし、接客については非常に重要な問題だと、病院としても捉えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういう形で御検討していただきたいと思っております。

次にですね、中央病院に対する不信感を募るような事例が、直接お会いして3点あるわけですけど。ほかにもたくさんあります。その中の1つ、2つをですね、紹介したいと思っております。

数年前ですね、もう事務局長も病院長も御存じのように、ある方が特定検診のですね、中で胃カメラを飲む際に、問診票があります。それには、鎮痛剤を打つか打たないか。麻酔は打たないというようなことを記入していたにもかかわらず、麻酔を打たれたと。そういう医療ミス事件といたしませんか。病院の説明は、その患者さんといいたしませんか、来られた方に、看護師と医師との連絡上の単純なミスという説明があったようですけれど。患者にとってですね、単純なミス

では済まされるかと。自分は麻酔をしなくていいとはっきり問診票に書いているのに、その麻酔をかけられたと。そしてベッドの中で3時間ぐらい寝かされて、それは寝なくてはなりませんね。もうお帰りくださいということで、フラフラしながら家に帰ったと。車は駐車場に置いてですね。もう車を運転できなかったから。まあそれで、その説明に怒り心頭されて、人としての尊厳を踏みにじられたと、泣き寝入りはしたくないというような思いで、弁護士に相談し、折尾の簡易裁判所にも相談をしておられましたが、名誉棄損罪で訴えるのかと。いやそんなつもりはない。ただ謝ってもらえればいいと。即、謝ってもらえれば、それでいいですよ。だったら裁判かけてもお金がかかりますよ。何もお金をもらえるわけじゃないんだから、弁護士料もらえませんが、それはしないほうがいいんじゃないんですかということで、いろいろ調停の場でもですね、話をされたようですけども。そういうように、医師からも謝罪もなく納得いかない。なぜこのような仕打ちを病院から受けなければならないのか。一時、うつ病になられ、今も苦しみを引きずっておられるようです。院長、それから麻酔を打った医者本人は直接会って、謝罪したのかということについては、直接会って謝罪はしてもらっていませんと。今からでも遅くないと思いますから、どうでしょう。病院長、それからその医者、それから事務局長も入るかもわかりませんが、その方と謝罪をする場を設けてみたらいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

病院長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院長 櫻井 俊弘君

私たちが承知している患者さんの件であろうと思うんですが、その患者さんについて先ほど妹川議員がおっしゃったようなことがあったわけで、それについては基本的には、私、事務長は既に謝罪をしたつもりでございます。それがどういうふうにお受けとりになられたのかよくわかりませんが、私たちとしてはそういうふうにしたつもりでございますし、主治医のほうからも直後に謝罪をしたということは、カルテに記載がございますので、若干、少しお話に違和感を感じました。私たちとしては、そういうことをちゃんとしたつもりでございますが、そうでないのであれば、対応をしっかり考えたいというふうに思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

お互いに思い違い等もありましようけれどね、一番その方にとってみれば、その最初の時点でですね、そういう問診票とその注射を打つ、その連絡が不十分だったと思うんですよね。病院から言えば、単純なミス。ところが本人からすれば、単純なミスですと言われたことがですね、その場で謝罪をしていただければ、何らこんなことにならなかったと思うんですね。

はい、次に行きます。すいません。それからですね、時間がありませんので、後2つほどあったんですが、残りについては省略いたします。

それで今現在ですね、独立行政法人化されると、議会の監視もですね、行き届かないと。緊張感が不足しがちになると言われています。一般的にですね。芦屋町の場合、院長の統率力とリーダーシップのもと、医師、看護師等の連携がとってほしい。そして健全な病院運営がなされるよう努力されていると思いますが、そういう形で今後ですね、進めていただきたいと思います。

時間がありませんので、次の3番目の町役場職員についての派遣については省略いたします。省略します。

○議長 小田 武人君

件名2は終了ですね。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。

○議長 小田 武人君

以上で参考人に対する一般質問は終わりました。参考人の退場を求めます。

[参考人 退場]

○議長 小田 武人君

それでは続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

芦屋基地滑走路延長について。午前中に川上議員のほうからですね、詳しく専門的なことを説明されましたし、回答が二重になるのが多々あります。そういう意味でカットすることがありますので、進めていきたいと思います。

平成28年12月、九州防衛局は芦屋町議会に対し、芦屋基地滑走路延長事業について6月には事業計画変更の概要を示しました。現在、芦屋航空自衛隊の滑走路延長事業の実施に向けて進められているところです。これらの点について問うわけですが、今、町民に対してどのような説明を講じてきたかということに対しては、午前中の川上議員の質問に対する回答としては12回行われたと。そして、161名の方々に説明があったと。もちろんこの12回の中には執行部、私たちが4回ありますから、結局住民に対する説明は8回ということがわかりました。それで、いかがでしょうね。町長の話では、このように住民説明会も手順を踏んでやってきているというようなことでしたし、議会には今後説明はされていくでしょうけれど、やはり、議会の同意、議会の同意を求める必要があるのではないかというふうに考えます。この川上議員が持っていました29年度若松区臨時総会資料の中にもですね、この議会での同意、3ページにはですね、議会の結論はまだであると。その岡垣のほうですね。とか、芦屋、岡垣より前に印鑑は押せないと

かですね、こういうのがあるわけですよ。芦屋町が印鑑を押せば自分たちも印鑑を押すということですね。そして先ほど言われましたように、川上議員が言われたように、芦屋は基地対策協議会と協議、近々説明会、議会も反対なしとかですね。これは信憑性があると思うんですけども。さてですね、その農事組合、生産組合というんでしょうかね、そういうところに説明があったとしてもですね、やはり、今、一番問題にある栗屋、大城それから浜口、高浜それから正門町、そういうところはですね、今、防音装置工事をするところですね。今、85これはデシベルという騒音の記号にWというのがあるんですけど、85W、75W、かなりの地域にまたがっておりますが。せめてですね、こういうところについては、区ごとにですね、説明会を行う必要があると思うんですよ。この点について町長はどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

浜口、高浜の地域に説明ということですか。（「栗屋、大城を中心に自治区に。」と呼ぶ者あり）自治区に。（「自治区に。」と呼ぶ者あり。）

そういうふうに最初からですね、川上議員のときもお話したんですけど、基地の形態というのは、いわゆる中身について、飛行機が変わるわけでもないし、ただ何でその滑走路延長かということで、これはくどくど言いませんけど、妹川議員も何度もお聞きになられたと思うんですよ。何のためにするのか。ということは、これは農家の方が結局、いわゆる塩害ということで、保安林解除ですね、保安林解除の件について結局、県の許可をもらわなきゃいけないということ。このことなんですよ。それでそのいわゆる浜口、栗屋、大城の自治区の方にその説明というのを、どのような説明なんですか。騒音も変わるわけでもないし、今までの形態というのは変わらないんですよ。ただその防風林の、防風林というのはその塩害防止のための防風林であって、そのことについての話が主だったと思いますが。どういう趣旨で、その辺がよくわからないんですけどね。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この延長に関してはですね、延長に関しては、訓練等をより安全にと、事故防止の強化とか訓練の制約を解消できると言われているわけですね。しかし、今までクラッシュバリアといって、そういう激突するようなときには、ちゃんと捕獲できるようなもの、このクラッシュバリアということすらね、使用したこともない。だからあえてそういう延長をする必要があるのかと。だから、それは確かに今言われたように、騒音は今でもひどいんですよ。だからそれを延長

したからといって騒音が拡大されるということではないかも知れません。今のところですね。ただ、これが今の基地の拡張、基地のそれから軍備の拡張というような形で、もしそういうことになり得るかも知れませんが、やはり今現在、迷惑をかけている地域住民の方、町長が町民のトップでありますから、そういう理解を求めようと思うならば、そういうところに説明を進める、防衛庁と一緒に進めるというような形をとるのが当然じゃないかなと思うんですよ。私はですね、今日まで航空機の爆音と騒音によって、被害は芦屋町内外に及んでいます。また、今まで以上に塩害被害が強いられてきた農業者の生活圏等と比較して、延長が非常に理不尽極まりないと考えているんですよ。例えば、滑走路延長は保安林伐採により、農作物の塩害被害の拡大をもたらす防潮柵ではクリアできないと思います。保安林伐採は自然破壊を招く。防潮柵の設置は景観を損なう。住民生活の精神的、肉体的苦痛は無論のこと、今日までの騒音被害。特に栗屋、大城、そして浜口、高浜、正門町。そしてまた江川台もそういう騒音がたくさんあると聞いております。だから、また5番目にですね、基地の強化、むしろ増強のための延長であるかも知れないという危機感を持っております。したがって、今、言いましたように、そういう、一度、中央公民館で30名近くの説明会がありましたけれども、やはり各区にですね、そういう説明会をすべきではないかと私は思うんですよ。いかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何度もお話していますように、これはですね、滑走路延長の同意をするかどうかではないんです。これをね、要するにどうも大元で勘違いされておるようでございます。これはあくまでも国有地の基地の中の暴風保安林、これを解除するには、いわゆる何ですか、農事組合。芦屋の場合で言えば栗屋、大城。この農事組合の方のいわゆる承諾がないとできない。わかりやすく言えば、町は農事組合の方が要望があれば要望を聞いて、そして町が意見書を書いて県知事に出すと。県がどう判断するかという、この手続上の問題なんですね。そこに滑走路延長するから、そこにいわゆる基地のね、午前中に川上議員からもありましたように、まあ結局基地は変わるんじゃないかとか、いろいろな話、それはあくまでも憶測であって、何度も九州防衛施設局、何度もお出でになりましたよね。これは皆さんの前で説明し、議会でも説明し、全員協議会でも基地対策協議会でも何度もお話された。これはもう約束事ですよ。それをもし、そんなことをするのであれば、これは大変なことになる。だから、私はさっき言ったように、これは防風林の解除。じゃあなぜ解除するか、それはもう、新聞等で川上議員が出された、ああいう新聞に書いてあるとおりでございます。だから、それを結局、騒音だとか、防音だとか、そういうように話を派生すると、これは次元が違う話であって、もし、そうであれば、それはそれ、これはこれというふうで問題提

起をしなくちゃいけないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員、1分です。

○議員 5番 妹川 征男君

防風林、先ほど5点ほどですね、私たち土地は今、大蔵省とか防衛庁の土地かもわかりませんが、もともと地主がいてですね、だからそういう松林を伐採するということは、例え防衛庁の土地であれ、やっぱり私たちの財産ですよ。その財産をあれに、防潮柵に変えればいいということについては、自然に対する畏敬の念といましようかね、そういうものが町長には欠けているのかなとかいうような気持ちでおります。

時間が来ましたので、これで一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

ただいまからしばらく休憩いたします。15時ちょうどから再開いたしますので、御参集ください。

午後2時50分休憩

.....
午後3時00分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に7番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道でございます。いつもはこの時間、お昼寝の時間なんですが、今、「メガシャキ」を飲んで、目を覚まして頑張りたいと思います。

通告どおりやっていますが、まずは2ページの資料ですね。1杯のスタバと立て看板、御覧いただきたいと思います。皆さんこの2枚の写真を見て、何を想像されますか。左の写真ですね、スターバックスのレシートです。一番下のところ見ていただけますか。下から何行目かですね、ワンモアコーヒーの御案内とあります。これですね、スターバックスでコーヒーを頼むと、今度は2杯目を100円を出してくれるんですよ。これはですね、例えば若松のイオンで飲んで、昼から東京に行って、羽田空港のスタバに行っても、これ使えるんです。これ、何でここまでするんですかね、この店は。どうしてでしょうね、これ。実はですね、これ、これで100円でも利益が出るというんですよ。このスターバックスというところは、コーヒーの豆の畑、グアテマラ

かどこか、田舎のところに持っとして、恐らく1杯10円以下、1円以下とかで出せるんじゃないかなと思うんですね。私もコーヒー屋なんですけど、40円、大体40円とか50円の豆を使って、コーヒーを出して400円いただいています。それでもなかなか商売では厳しいわけですよ。例えば、皆さん脱サラして、親戚中からお金を借りて、政策金融公庫でマックスお金を借りて、夢のコーヒー屋を出したとしますよ。4カ月くらいしてね、だんだん常連さんがついて、軌道に乗り出したかなというときに、目の前にスターバックスができれば、どう思いますか。一巻の終わりですよ。後ほどいろいろまた出てきますので、そういうことを思いながら、参考にしながら考えてみてください。

次の写真、隣を見てください。これは9月5日に撮影しました。これは8年前ですね、この場所で死亡事故がありました。見てください、この看板。何も、名なしの権兵衛になってしまっ。これがずっと8年間このような状況に、いつからか数字が消えてしまったのか、こんな状況で放置してあります。これ、巡回するお巡りさん、何とも思わないんですかね。これ、天上で亡くなった人は、これは、僕も知っている方で、何回か道端で転がっているから、ひかれますよと声をかけて起こしたことがあるんですよ。これ、8年前ですよ。今、こういった状況で、芦屋町はこういう看板がここの場所に放置して、今もあるということです。これを踏まえながらですね、質問に進ませていただきたいと思います。

通告1、芦屋町ふるさと名物応援宣言について、行きます。福岡県内の第1号として、芦屋釜を初めとする芦屋鋳物が認定されたことは大変な名誉なことでもあります。また、資料7ですね、ちょっと見ていただけますか。ここちょっと、線を引いていますね。第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画、平成28年度から平成32年度においても、引き続き芦屋釜の復興と芦屋鋳物の産業化を図ることとしており、その詳細をお尋ねします。

①地域の新たな産業として定着させるには、一般に求めやすい商品の開発などが重要であると考えているが、どのような振興を図るのかお尋ねします。これ資料5ですね。これ、私の言葉じゃないんですよ。このふるさと宣言にちょっと下線を引いていますね。ここに書かれてあります。質問です。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それではまず、ふるさと名物応援宣言とはということで説明させていただきます。ふるさと名物応援宣言とは、中小企業庁が平成27年に制定したもので、市町村が旗振り役となって、地域の幅広い関係者、これは事業者、支援機関、住民等と互いに連携し、地域ブランドをふるさと名物と特定して、市町村が応援宣言することによって、中小企業・小規模事業者の支援情報サイト、

これはミラサポというものがございますけれども、そのミラサポによって域内外に情報発信し、ふるさと名物の認知度の向上及び地域を挙げた取り組みの支援によって、地域経済の好循環を図り、地域の売り上げや雇用の増大等につながることを目的とした制度でございます。

県内では、芦屋町以外に2市3町でふるさと名物応援宣言をしております。田川市ではパプリカの特長を活かした商品群、川崎町では『国指定名勝「藤江氏魚樂園」を舞台に～「自然」と「歴史文化」にふれあう町に！』、篠栗町では、森の鼓動が聞こえる遍路の郷、大川市では、大川の木工技術を活かしたインテリア関連製品、最後に広川町では、広川町で生まれた「手仕事」伝統工芸品の商品群～久留米餅と八女すだれ～、これらが現在、認定されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課、芦屋釜の里では、このふるさと名物応援宣言を行いました、「芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物」について、次の2点の考え方で振興を進めています。

まず1点目は、現代に復興した芦屋釜の需要を生むために、鋳物師支援の一環として、芦屋釜の全国的な周知活動を行うことで振興を図るものです。芦屋町では、県外の美術館等での展示や茶道各流派の機関誌への掲載、釜の寄贈などを通して、茶道界で芦屋釜が認知されるように周知を進めております。これまでの周知活動の結果、平成28年度には芦屋釜の里が表千家の提携館になるなど、茶道界において全国的に芦屋釜の認知度が高まっております。また独立した鋳物師には現在多くの茶釜の注文が来ておる状況です。

続いて2点目は、芦屋鋳物が地域の新たな工芸品として認知されるべく、消費者に求めやすい価格帯の製品開発を行い、販売を行うことで振興を図るものです。平成23年度より芦屋釜の里工場の鋳物師が制作した小物品の制作・販売を行っておりますが、現在、年間1点から2点の新作を開発し、30から50個程度を制作・販売しております。また、独立した鋳物師も毎年えとの置物を制作しております。これらは芦屋町のふるさと納税の返礼品となっているほか、さまざまな場面での記念品として使われたり、芦屋釜の里での土産品としてお求めいただいております。

将来的には、芦屋釜を初めとする芦屋鋳物が福岡県を代表する工芸品となることを目指しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

るるありがとうございます。地域づくり課と生涯学習課と2つにまたがっている事業ということで、理解をしました。

芦屋釜のことはもう、わざわざ言うことではないんですが、やはりこれは前の町長がいろいろなことをしたけど、これだけはもうやっぱり日本に誇れるすごいことだと。これはもう本当、彼の功績もあったんではないかと思っております。

それですね、ちょっと資料9で見ただけですか。私がちょっとつくりましたが、SECIモデルとってですね、経営戦略で、知識経営ですね。ナレッジマネジメントという分野で、世界的な権威で、野中郁次郎さんという「失敗の本質」とかいう著書もあります。「暗黙知」の野中先生ですね。彼が提唱している知識創造プロセスの事例の中でですね、芦屋町の芦屋釜復興事業のSECIモデルというので僕がつくってみました。ちょっと簡単に今から。

国指定の重要文化財の茶の湯釜9点のうち、8点までを芦屋釜が占めています。鎌倉時代より一世風靡した芦屋釜ですが、400年前に制作が途絶えたものを、平成の時代に復興をかけた芦屋町の単独事業が始まりました。共同化というところを見てください。これはSECIモデルとって、PDCAサイクルと一緒に、時計回りで回っていくんですが、共同化です。茶人の世界では、世紀の逸品と言われる芦屋釜ですが、町の所蔵はありませんでした。竹下内閣のふるさと創生事業1億を利用し、芦屋釜を購入し、それを機に、その芦屋釜を現代に蘇る復興事業に着手しました。学芸員や高名な鋳物師も結集しました。

表出化ですね。当時の技法や工程を知る由もなく、古文書をひもとき、実物を手に取ることで、製造方法をあぶり出し、得られた知識を目に見える形に表現しました。

連結化というところで、これが一番大切などこなんですが、人間国宝級と言われるような鋳物師を招聘し、芦屋釜の制作が始まりました。試行錯誤の末、製造工程の全てを、当時と同様のプロセスで再現する原始的な方法が最善ということがわかりました。2人の若い鋳物師見習いと学芸員と類まれのない伝説がここにスタートいたしました。

最後の内面化のところなんですが、平成7年に芦屋町は芦屋釜の里を開設し、芦屋釜の歴史を知る博物館であり、実際に芦屋釜を製造する工程を見学することができます。復興事業が始まり15年の年月を要し、完璧なまでの芦屋釜を再現することに成功しました。先ほどから説明がありますが、現在、1人の鋳物師が独立し、裏千家、表千家へも現代芦屋釜を制作、寄贈をしております。年間10個のペースで製造しておりますが、既に3年待ちの状況であると聞いております。これは私が取材し、まとめたものなんですが、これまでが創生期であると思うんですよ。これからが彼らの第2ステージの始まりだと思います。

次にですね、いかに産業化に結びつけていくかというところは大事なところなんですが、産業化といえば、成功しているところと言えば、南部鉄器ですね。②の、既に国内や海外においても

断然たる地位を築いている南部鉄器についての所感をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

南部鉄器は、岩手県盛岡市、奥州市水沢区一帯で生産される、江戸時代から続く国内有数の鉄
鑄物として知られております。現在、経済産業省の伝統的工芸品にも指定され、岩手県南部鉄器
協同組合連合会には加盟業者74事業所、約730名の従事者がいるというふうに言われており
ます。南部鉄器と言えば、鉄瓶が有名ですが、昔ながらの伝統技法を守りながら、茶の湯釜や鉄
瓶制作に加え、現代の生活様式にも幅広く受け入れられるようなデザインの新商品の開発や、海
外向けの製品の開発にも取り組まれ、国内だけではなく、ヨーロッパや中国等の海外からの需要
もあるそうです。復興が始まったばかりの我々芦屋釜とは、生産の歴史や生産規模、そして人員
体制も大きく異なり、単純に比較することはできませんし、また同じことを今、行うというこ
ともできません。しかしながら、生産状況や販売体制、そして地域とのかかわりなど、芦屋鑄物に
とって参考となる部分は多いと考えております。南部鉄器を一つのお手本として、芦屋鑄物がや
るべきこと、できることに置きかえて、一步一步進んでまいりたいと考えております。なお、2
4年度に芦屋釜の里工房鑄物師1名を、半年間、この岩手県盛岡市の鑄物工房に研修派遣をして
おります。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

南部鉄器の鉄瓶を私は持っておりますが、ポットの水じゃなくてですね、やかんの水じゃなく
て、ガスの沸かした水じゃなくてですね、いろりでとか、火鉢とかで、炭でおこした水でお湯を
つくと、何かまるやかになるんですよ。それでコーヒーや煎茶を入れると違うんですよ。こ
れがやっぱり芦屋釜の鉄瓶とか何かあればと思うんですが、これはなかなか鑄物師の方たちの思
いもいろいろあるだろうしですね。茶の世界では、全然比較にならないほど、南部鉄器なんて、
まあ言葉は悪いですが、相手にならないような世界だと聞いております。芦屋町がですね、持続
可能な自治体であるための、これらはまた序章に過ぎないと思うんですよ。この地方創生の時代
に芦屋町が生き残っていくためにはですね、競艇にかわる新しい産業の創出も避けられないと思
うんですよ。そこでですね、芦屋釜の魅力を最大限に活用しながら、芦屋ブランドを確立し、観
光を含め、雇用に結びつく産業の育成を図らなければならないと考えておるんです。

資料の13をちょっと御覧ください。私がちょっと芦屋釜を地場産業化として、考えるにはと

ということで2つ挙げています。前回、前々回の一般質問で挙げていますが、人々が訪れてみたくなる町で糸島ブランドに学ぶということです。糸島産という絶大なる信頼を確立しておりますし、地域ブランド化に成功した事例ではないかと思えます。それでですね、クリエイティブクラス、これがみそなんです、こちらのですね、方たちの起業や移住増で住みたい町全国1位になっております。

そしてですね、2つ目の復元に成功し、第2ブランドを創出した小倉織というものがあります。御存知の方も多いと思いますが、下の資料14が作品なんです。新ブランド「縞縞」というものをですね、2次加工プロダクトが、こちらが好評であります。北九州空港なんかに行くと、展示されていたり、販売されていたりしていますが、まあ、今では北九州を代表する地域ブランドに成長しております。

ほかにもですね、薩摩切子も一時途絶えて、これを復興しました。また新たなイノベーションで以前の薩摩切子より、それ以上の作品に成功しております。これもやっぱり学ぶところでないかなとか思っております。

③の質問を伺わせていただきます。③芦屋鋳物振興の中心施設、芦屋釜の里は、約3,000坪を有する日本庭園であります。県内の友泉亭等に比べると大変見劣りします。特に、池の水は底が見えない状況です。11ページを御覧ください。この池の色。これは山の色が反射しているわけではないんですね。こういった池の色をしております。では、庭園管理はどのようになっているのか尋ねします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋釜の里の池の維持・管理については、業者委託を行っております。池は季節によって、藻の発生がふえ、一時的に濁りが著しくなることがあります。このため、池の状態に応じて、池の浄化剤及びバイオ製剤などを注入し、3カ月ごとの維持管理報告、必要に応じて水質検査を実施するなど、池の状態を良好に保つための手段を講じております。なお、この委託料につきまして、28年度は63万7,200円となっております。なお、ヘドロを除去するための浚渫工事については、平成20年度と平成27年度に実施しています。また、地下水をくみ上げて池に注水するためのポンプ・送水管の洗浄委託について、平成28年度に実施しております。

以上です。

○議員 7番 田島 憲道君

資料12をちょっと見ていただけますか。資料12。これ、広田弘毅さんが書かれた「友泉亭」と書いてあります。先日、行ってきたんですね、僕は。これ、江戸中期に建てられた黒田藩の別

邸ということで、2時か3時の平日の時間帯にインバウンドのお客さんでいっぱいなんですよ。みんな、抹茶を所望していました。この、見てください澄みきった池、鯉がもう本当幸せそうに泳いでいますよね、これ。これが、一部だけではないんですよ。500坪の池なんです。500坪も。壮大な池ですよ。釜の里と同様に夏は藻が張るんで、これを除去するのにシルバーさんを雇って大変だということなんです。ここ、重要なところはですね、やっぱりろ過機が入っているということなんです。やっぱり町内、今、たくさん公園がありますよね。いろいろな公園がたくさんできましたけど、何ともちょっと中途半端な公園ばかりじゃないですか。1カ所ぐらいはですね、やっぱり気合いを入れたような、すばらしい庭園があってもいいんじゃないかと。芦屋釜のブランドにふさわしいようなね、庭園があってもいいのではないかと私は考えます。いかかですか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

先ほど御指摘のろ過機なんですけれども、ろ過機の導入については、インシャルコスト及びランニングコストが結構かかるということで、見送っている、現在、状況です。しかしながら、池の浄化を図るには、このろ過機の導入だけではなく、現在行っている浄化剤等の投入や池の水の攪拌、浚渫工事などを定期的に行うなど、さまざまな管理作業が必要と考えております。ろ過機の導入も含めて、ほかの庭園の池浄化手法・費用対効果などを調査・研究して、芦屋釜の里の池浄化の手法というのを検討してみたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

前回の一般質問でも、ちょっと建屋のことを聞いたんですが。例えばですね、今の芦屋釜は4,000万ぐらいした芦屋釜ですけど、例えば、重要文化財が8個ありますよね。そういったものは芦屋に、芦屋釜の里に持ってきて、一般公開、展示するとかいうようなそういうイベントですね、シンポジウムですよ。

実はこの質問をしようと思ったのは、7月の末に佐賀県の基山町のシンポジウムに参加してきました。そこも佐賀県で一番にふるさと名物をいただいたということで、補助金もついて、いろいろなことで地方創生が、あの町はエミューというものを、ダチョウのちょっと小さいやつですよ。それでまちおこしをやるんだ、活性化をやるんだということで、ふるさと名物応援宣言というのをフルに活用してですね、シンポジウムをやっていました。そういったものは、芦屋

町もですね、こういったものを利用しなきゃいけないと思うんですが、そういった場合に、例えば本物、本物じゃない、重要文化財に指定されているような芦屋釜をお借りしてですね、展示するようなことは、この施設でもできるんですか。この施設でいろいろ何か写真を、どこか書いていましたよね。写真撮影をしたらいいんじゃないかとか、そんなことも検討しているようなことが、何かで見た覚えがあるんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

重要文化財を初めとする文化財の貸し出しについては、文化財を所有している施設によって違いはあるものの、いわゆる借りる側の施設整備状況、そして展示をするときの環境などで厳しい条件がございます。芦屋釜の里、現在木造の施設ということで、この施設整備では残念ながら、この条件をクリアできないため、芦屋釜の里で借りて展示するというのが、現実では難しいといった状況ではあります。とは言いながら、御指摘のとおり、芦屋釜、芦屋鋳物を多くの人に知ってもらう手立てとして、そういった特別展示というものは有効的であるというふうに考えますので、何か実施できる可能な手段がないかということを引き続き調査・検討をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

やっぱり一度は物を間近で見たいなと。写真集だけでなくですね。東京とか京都とかに行かないと、そういう重要文化財とか見ることができないのかな。何年前、九州、あそこ、太宰府の博物館で展示されていたようなことが記憶してありますが、やっぱり町民の方も一度は、やっぱり間近に町内で、本当、芦屋の芦屋釜の発祥の地であるここで見たいなという希望があります。何とか実現できたらなと思います。

では通告2に行きます。地域の安心・安全を確保する防犯カメラ整備についてお伺いたします。防犯対策として、現在、町内4カ所に防犯カメラを設置しています。

資料15を御覧ください。去る3月5日、午後2時10分ごろ、浜口の交差点で幼児のひき逃げ事故がありました。未だに容疑者が見つかっていません。簡単に説明させていただきますと、浜口のクリーニング屋さんの目の前の交差点なんです。あそこで、女の子3人が缶ジュースか何かを買いに行こうとしたところ、車にはねられまして、ドーンとあって、その女の子は5歳の女の子なんです。すぐ立ち上がったんです。お父さんが車好きの子煩悩な、ものすごく近所に

も評判のお父さんが車のフィルムをですね、車好きで車のフィルムを張っていたものだから、すぐお父さんのほうに走って行ったんですよ。その隙を見てですね、逃げ去ってしまっています。車は銀色の軽自動車だったということですが、30代から40代の人なんですよ。現在も未解決の事件であります、子供さんは大変なトラウマになってですね、この横断歩道のところは通らないとか言いますし、あえて触れないようにしておるんですが。今もあのお父さん、家族はですね、警察からの連絡を待っているそうなんですが。見てください、この撮影4月25日。僕が気づいたのが、もう事件から1カ月以上経って、何が張ってあるんだらう、電信柱にですね、こんなもの張っていた。見たら、これボロボロなんですよ。これが警察官の仕事なのか。この実態は何だろうと思ったんですね。いつかしてですね、なくなっていたから、ああ、もう犯人捕まっただらうと思ってたんですね。それが、これ、いつも僕は夜しかこの道通らないから、気づかなかったんですが。見たらですね、先日の8月30日に、実はめくっていたわけなんですよ。お辞儀をして、実は、こういう状況なんですよ。お辞儀をして、めくれているわけなんですよ。これをですね、担当課の環境住宅課の係に電話しました。こういった事件を知らないということで、すぐ警察に電話してくれたと思うんですよ。今、これは全部外されてしまっているんですよ。何ということなんだろうと思ひまして。①設置している防犯カメラを検分したようですが、詳細をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町内に設置している防犯カメラについては、芦屋町防犯カメラ設置運用要綱に基づいて運用を行っております。設置運用要綱第7条には、画像の提供の制限として、捜査機関及び法律の規定に基づいて画像の提供を求められたとき以外は、第三者に提供してはならないと定めております。御質問にあります29年3月5日のひき逃げ事件とありますけれども、当該時期に警察等からの捜査関係事項照会書というものは、芦屋町のほうで受け付けておりませんので、画像の提供というのもしておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私、通告する前に、これをちょっといろいろ取材したり、何なりしたんですよ。お嬢ちゃんの被害者のお父さんに会うことができました。これも、通告した後だったから、いろいろなわさでこんな防犯カメラのことをちょっと、警察の人と一緒に見に行っただという話を聞いて

いたからですね。通告を出した後に、また、そのお父さんと会って聞いたらですね、警察の人が見たけど、何も映っていなかったよと。用もなさん内容だったと言うんですよ。あのカメラはだめだよみたいな話だったと言うんですよ。それで、私、担当課、今、係はかわっちゃったんですよ。4月から地域づくり課になっておるということで、これはまた驚いたんですが。3月のことだから、以前の総務課の係に話しに行ったらですね、事故があったすぐに連絡が入って、警察がカメラ見に来るかもしれないからということで、係の何人かでカメラを見に行っているんですよ。そういうこのカメラというのが、この交差点じゃなくて、一つ先のもっと芦屋よりの交差点のところにカメラがあるということなので、該当する車はなかったと言うんですよ。それで警察は電話だけで済ませているわけなんですよ。直接来たりとか、いわゆる照会を出して見たとか、そういうことじゃないんですよ。警察は電話か、もう電話して2週間経ったら、切れますよというような感じで、2週間経った後に行っているのかどうかわかりませんが。これが本当、警察に電話すると、むちゃくちゃなんですよ。事件番号教えてくれと言うけど、当事者じゃないとだめだとか言ったりとかしてですね、本当にこれ、やる気があるのかなと思うんですよ。私は検察庁で実況見分というのを、今度、調書をとってみようかとは思っておりますが。ちょっとぐだぐだ言いましたが。

今度、②のですね、今年度、役場庁舎以外に新たに防犯カメラを2カ所設置するようですが、その場所と機材等の詳細です。それで先月、6月13日に指名競争入札、防犯カメラ設置工事の入札がありますよね。167万円の金額でしたが、どのようなスペックが内蔵されているのかということをお教えください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今年度、新たに設置、もう現在、設置しておりますけれども、国道495号線、栗屋公民館前の歩道付近、それと水巻・芦屋線、大君交差点付近の2カ所に設置しております。また機材については、有効画素数は約133万画素のカメラと録画機器、これは、録画機能は2週間、録画を記録できるものでございます。それと専用のポールを立てて、そのポールにカメラと録画機器を設置しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

大君と栗屋の交差点ということですか。1台当たり80万ということで、考えていいんですよ

ね。画素数が133万画素というのは、我々が持っている、今、スマホなんて800万とか僕のやつなんかは、カメラにちょっとこだわって、2,300万画素とかになっとるんですよ。これ、この程度で2週間はいいんですよ。1週間でもいいです。プライバシーの問題とか言われる人がいるんだったら。事件があったときにすぐに取りに行けばいいわけですよ。これは今までついているような機材と一緒になんですか。例えば、役場のところから、そこまで行かずにパソコンで見れるとかいうシステムなんですか。それともやっぱり、ハードディスクからカードみたいなのを抜き出して見なきゃいけないという機材なんですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まずは、画素数につきましては、現在、芦屋町がつけている133万画素よりもいい画素数という、もう235万画素がございますけれども、価格の面で従来からの同じ程度の133万画素のカメラをつけております。すると記録媒体についても、そのポールにSDカードに記録できる記録装置を設置しておりますので、現在、町のパソコンで遠隔操作で見れるということにはなっていないくて、実際に必要なときに、そのカメラの設置場所まで記録媒体を取りに行く、こういった状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今、カタログとか見ても、ホームセキュリティとか、パナソニックなんか5万ぐらいで、カラーで動画も撮れて、すごいいいものがいっぱいちまたに出回っていますが、何かものすごく古いようなカメラがついているなど思うんですよ。証拠になるようなものじゃないと意味がないと思うんですが。じゃあ、3に行きましようか。

不審者対策などとして、小中学校にも監視カメラを整備しておりますが、町内の体育館や図書館などの公共施設、また保育所や学童、私立幼稚園から福祉施設及び至るところにある公園やトイレなどは、今現在どのような状況でしょうか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

各施設の担当ごとに順次、御説明してまいります。

まず学校教育課のほうですが、町内の小中学校4校にそれぞれ5台ずつ、計20台を設置して

おります。

以上です。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

続きまして、生涯学習課所管施設について御説明します。まず町内の体育館では、総合体育館に4台、図書館等の公共施設では図書館・ギャラリーあしやを含めた中央公民館に18台、芦屋釜の里に7台、芦屋歴史の里に5台となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

私のほうからは、保育所、幼稚園、学童クラブの防犯カメラ整備状況についてお答えします。

町内にあります4つの保育所と2つの幼稚園は、全て防犯カメラが整備されています。カメラの台数でございますが、芦屋保育園が3台、若葉保育所が5台、山鹿保育所が2台、緑ヶ丘保育所が3台、芦屋中央幼稚園が5台、愛生幼稚園が2台となっております。学童クラブにつきましては、芦屋小学校学童クラブは芦屋小学校を利用している関係上、整備済みとなりますが、東小学校と山鹿小学校の学童クラブは、現在、防犯カメラを設置しておりません。今後、設置する方向で検討している状況です。

以上です。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課が管理する福祉施設は、3カ所の老人憩の家、児童デイサービス、芦屋すてっぷくらぶ等がございます。児童デイサービスは、監視カメラが設置されている芦屋小学校内がございますが、老人憩の家等の施設には監視カメラはございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課所管の公園及びトイレについては、都市公園ほか42カ所あり、また公園に附属するトイレは10カ所ありますが、防犯カメラを設置しているのは中央公園のみとなっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

地域づくり課が所管する公園でございますけれども、施設の管理のために設置しておりまして、はまゆう公園内に監視カメラが2台、それと海浜公園に2台、それとアクアシアン内に2台、マリンテラスに9台の設置となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

庁舎の防犯カメラについてですが、29年度予算、今年度予算で実施予定ですけど、庁舎内外に11カ所設置する予定でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ありがとうございます。公園なんかについているようなカメラは、ちゃんと画像が撮れるのかなとか思ったりしておりますが、地域住民の安心・安全を約束するには、防犯カメラや監視カメラの設置は焦眉の急だと考えます。これはですね、もうライフラインの一つではないかと思うんですよ。これからの時代ですね、許されるべき公共事業だと考えますので、しっかりと施設以外にもですね、道路関係のほうもよろしくお願いいたしたいと思います。

通告3に行きます。海浜公園の夏季駐車場料金についてお伺いします。

①全国的に海水浴客が減少しているのは、単なる少子化という問題だけではないと思います。芦屋町においては、その駐車場料金の問題も深く関係していると考えられますが、いかがかでしょうか。質問です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

日本生産性本部が発行するレジャー白書では、国内の海水浴客数のピークの1985年、昭和60年ですけれども、約3,790万人の海水浴客がおりましたけれども、2015年には約760万人と約5分の1に減少しており、この要因としては、海岸線の砂浜の侵食、それと若者を

中心とした海離れ等が考えられております。

芦屋町では、海水浴とレジャープール・アクアシアンが隣接しており、利用者からは、プールも海も利用できる施設として人気がございます。アクアシアンの利用者が海水浴場を利用する方も相当数が見られております。しかし、毎年のライフセーバーの報告では、海水浴場の利用者数は年々減少しております。

昨年度のアクアシアンの入場者数は、開設以来の10万人を超え、今年も9万5,000人の利用者数となっております。特に7月末から8月初めの日曜日の駐車場は満車状態となる場合がございます。このことから、駐車場料金が海水浴客の減少に関係しているかどうか、若者を中心とした海離れ等が関係しているかどうかというのは、判断に苦しむところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

僕なんか海の家とかやっていたりとかしたからですね、海が大好きなんですけど、本当、この夏になるとね、海がものすごく遠く感じるんですよ。これはやっぱり駐車料金のせいだと私は思うんですよ。今、町長、日本財団はですね、国民の海離れを大変、憂い悲しんでいると聞いております。何らかの支援をやると言っておりますが、町長、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、田島議員、おっしゃるとおりですね、今、日本財団では、B&G財団ということで、やはり、モーターボートということで、非常に、今、その辺の海岸地域とか、その辺の活性化とか、その辺にですね、ここ2年ぐらい前から非常に力を入れております。何か言おうかなと、日本財団に何か言おうかなと思っているんですけど、何せ今、所管がですね、手持ちの仕事が多すぎてですね、それをまたやるとノイローゼがまたふえたら困りますのでですね、時期を見ております。これはもう、ボートレース芦屋がある以上はですね、それは日本財団でも施行者、場のあるところを最優先でいろいろな御支援をしますということは、はっきり明言しておりますので、落ち着いたらですね、これはやっぱり、海、いろいろな形の中で、一遍じゃなく、少しずつ段階的にですね、やらないといけないと思います。それもおっしゃるとおりでございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

町長、ありがとうございます。じゃあ②に行きましょうかね。

4月に、訂正ですね、これ。4月に開設されたチャレンジショップ、海浜公園内のチャレンジショップですが、ここはですね、駐車場料金がチャージされんで、返金されていたそうなんですよ。僕なんか、従来、海の家をやっているんで、ことしは海の家は1軒も出なかったんですよ。それは海の家、出すだけで200万円ぐらいのお金がかかって、回収できないとって、ばくちですからね。雨が降ればもう、台風が来ればもう、大赤字になるということは私も経験しました。そのときですね、ずっと海の家をやっていたときに、ずっといろいろなことを観光協会や役場にですね、陳情しているんですよ。料金のことですね、駐車場の料金のこと。それがチャレンジショップの人には、こういう形になったと。返金していた。僕も2回行きましたから、駐車券を出したら、500円返してくれたんですよ。だけど、それで僕はおつまみセット、空揚げを頼んだりとかなんかして、随分、彼と親しくなりました。応援してあげようという気持ちでいっぱいなんです。けど、今、ブースで、今回、海の家がなくなって、飲食ブースという形で出店された人たちの中にはやっぱり不公平感があるなということで、これは所管課の見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

チャレンジショップは、海浜公園内に今年4月にオープンした芦屋町が支援する第1号のお店となっております。通常、夏季の期間は、海浜公園の駐車場は有料となりますが、例外として、アクアシアン利用者の送迎等については、従来から一時的な利用として駐車料金を無料としておりました。このため、同様にチャレンジショップのみの利用者の駐車場料金につきましても、一時的な利用と判断して無料とするようにいたしました。また、駐車料金をチャレンジショップで返金したということは、プール利用者との公平性を考えて、チャレンジショップのみのお客かどうかの判断をチャレンジショップで確認するために、返金するような取り扱いとしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

苦しい見解じゃないかと思うんですよ。用はサーベイするために、今回は試験的にお金を返したということですよ。500円をいただかなかつたと、そういったことでしょうか、僕がずっと観光協会や担当課にもお話をしたこともあるんですよ。その最初に500円駐車料金ですね、とらなくてもいいじゃないか。あんだけのおいちゃんたちが、夏、働きに来ててですね、最後にお金をもらえばいいじゃないかと思うんですよ。何回もこれ言っているんですよ。例えば1時

間以内の利用だったら100円でいいんですよ。2時間200円、それ以上利用するんだったら、終日いるというんだったら、500円もらっていいじゃないですか。最後にもらうだけで、全然違うと思うんですよ。するともう、HASAMIYAさんとか、例えば、海の家ブースで焼きそばだけ買いに来たとか、食べに来たとか。ちょっと夕日を見に来たというときに100円でいいじゃないですか。それは6時半、プールの営業が終わっても10時まで開いていますよね。9時半ごろ花火をしようかというところまで行くと、それでも500円とられるんですよ。何を言っても何もしてくれないのが今の観光協会じゃないかと思えますね。彼らも忙しいんですよ、わかりますよ。もう草刈やら何やらやっていたり、このプールの経営も忙しいけど。だけど今回、このチャレンジショップが言えばすぐなるというのは、どうしてなのかなと思います。

じゃあ次に行きますよ。通告4のふるさと納税制度に対する返礼品について。

芦屋町は、これまでふるさと応援寄付金、ふるさと納税の返礼品に対し、消極的な見解でありました。しかし、新年度予算においては、ふるさと納税支援業務委託という新たな取り組みを掲げています。①これまでとどのように変わるのか教えてください。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

町長の行政報告でもありましたが、本年度は返礼品の拡充による、町内事業者の皆さんの事業振興への寄与また寄附者の皆さんの利便性の向上を図るために10月からのリニューアルを目指しております。

まずは返礼品についてです。現在は芦屋釜の里で制作したえとの置物、香立て、すずの杯や印鑑などですが、商工会や観光協会の協力を得て、8月末で8事業者から41品目の提案があっています。今後も随時、返礼品の募集を行い、バリエーションをふやしていく予定です。

次に寄附者の手続などについてです。現在は電話、ファクス、電子メールで申し込んでもらい、町専用の納付書や金融機関での振り込みですが、インターネットでの申し込みとクレジット決済などの導入をいたします。また、芦屋町のふるさと納税専用のポータルサイトのPR、返礼品の発注、清算、発送管理、返礼品のトラブル対応なども含めて業者委託としております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

地元の業者、大変喜ぶと思いますよ。それでですね、資料の16をちょっと見ていただきたいんですが。BSの人気番組なんですよ。関口宏さんのニッポン風土記といいまして、これ、毎週

土曜日、昼の12時から1時間ですね、やっております。これはですね、東京にあるアンテナショップとか、郷土料理店とかありますよね。だいたい秋田料理のお店だとか、秋田県人が集まって県人会が開かれたりするんですよ。そこにですね、関口宏さんが訪ねて行って、日本の魅力とともに紹介していくという番組なんです。つい8月5日でお盆前にですね、2週続けて都内の福岡県人が集まる小料理屋でロケがありました。真ん中で黄色い和服を着ている人、多分、見たことあると思うんですが。この芦屋町出身の民謡歌手の人がこの番組に出てですね、まず有楽町の交通会館のアンテナショップに行くと。芦屋町のものがあれば紹介してたのにと。ということなんです。あそこに芦屋町の品物は置いてあるんですか。かなりたくさん福岡県の珍しいものがいっぱい置いてあったと言うんですが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

申しわけありません。そこまでの確認はしておりませんが、今、その北九州連携中枢都市の絡みで、置いている場所もありますが、全て把握しているわけではございませんので、申しわけありません。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

そういった番組があつてですね、せっかくですね、宣伝できるチャンスがあつたんですけど、そういうことで、仕方ない話なんです。

資料の17番、見てください。今度ですね、町長は多分、御存知ですよ。7月に芦屋の赤シソとですね、八女の梅、そして、八女にですね、高橋商店という、ことし創業300年のですね、蔵元があります。繁桝というお酒、御存知ですか。かなり有名なお酒なんです。こことコラボしてですね、7月末に。この日本酒ベース、珍しいんですよ。日本酒ベースの赤シソ純米梅酒というのが発売されました。これ、3日で300本完売して、一時、売り切れになつたんですよ。盆過ぎからまた増産して、商品が届くようになっております。これですね、余りにもできがよくてですね、ここの蔵元がですね、OEMで私たち、若手経営者がね、企画して、こうやって製品になつたんですが、余りにもできがいいから、自分たちがこれ、売りたいと。繁桝がこれ売りたいからということで、そうなるとですね、もう福岡空港やら何やら売られたりとかするようになるからですね、早く手を打たないといけない状況なんですよ。

そこでですね、②のですね、返礼品としての町の採用基準をというのを伺いたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

さきに述べましたが、返礼品の拡充による町内事業者の皆さんの事業振興への寄与が目的の一つです。このため、町内事業者または芦屋町商工会や観光協会の会員であること。芦屋町内で販売・製造・加工・栽培・サービスなどを提供しているもの。そして商品が芦屋町の魅力を発信できるものとしております。ただ、税金などの滞納がないこと。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないことが前提でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ありがとうございます。早い、こういった商品はですね、旬やら何やらあるしですね、すぐまねされるんですよ。こういったものって。だから、もう早く動いていかなきゃいけないと思うんですよ。そういうものがやっぱり行政側のサポートというんじゃないですかね。この地方創生の時代は。そう思います。

町長、この梅酒について御感想をいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

試飲させていただいてですね、非常にこれはいけるんじゃないかなと思まして。実はボート、この前ね、レディースチャンピオンのときに、来賓の方のお土産として、何本、1,000本、100本か、それくらい皆さんにお持ち帰りいただいて。ただ、こちらの御主人というのはよく知っているの、いいんやけど。ちょっと皆、やっぱりアドバイスしてやったほうがいいですよ。ワインも一つ、紙袋、こうあれしたほうがいいよ。そうやないと、袋はやっぱり。飲み物は確かに何度か飲んだんですけど、まあまあいいなあと。お土産に。色にしても、デザインにしても。だからあとは、この手提げのね、いいデザインをつくってから、やると我々もやはり東京に出張するときですね、何を持って行くかって、何をお送りしようかと悩むんですね。そうした場合にやはり、確かに芦屋釜とか、もなかとか皆ぶら下げて行かれるんですけど、どうしても賞味期限とかいろいろあるんですね、あれであれば。それで、博多によく行くのも、博多駅でしようがないけ、明太子をかうてからいくとかですね。これだったら、どこに持って行ってもおかしくないなと思っておりますので。これ、多分、ものすごく人気は今から出てくるんじゃないかなと。男女にかかわらず飲み安い商品だと思っております。これ、芦屋町でぜひですね、業者にバ

ックアップをすべき商品だと私は思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

町長のお墨つきをいただいたということです。あのですね、この繁樹をつくっている蔵元さんですね、こそっとほかの赤シソを使ってやってみたそうですよ。大分産とかいろいろなところの。しかし、こんな色が出ないということなんです。どうしてかと。芦屋の赤シソじゃないとここまで色が出ないということで、向こうからですね、このお酒を自分のところのオリジナルとして売りたいと言ってきているんで、これはもう、やっぱり芦屋の赤シソだからできた商品じゃないかと思います。こうやって若手が、今、一生懸命頑張っておりますので、それをお忘れなく、皆さんもバックアップしていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上でもって本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさんでした。

午後3時58分散会
